

平成23年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成23年12月6日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 上田繁君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
上下水道部長 取田弘之君	秘書広報課長 寺田元昭君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	川 本 益 弘 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	福 井 良 昌 君
会計管理者	小 泉 義 次 君	選挙管理委員会 事務局長	駒 井 啓 二 君
農業委員会 事務局長	住 井 康 典 君		

平成23年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月6日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一 般 質 問

1. 1番 森 井 基 容 議員

1. 児童の安心・安全な学校生活の確保について

①児童の視力について（近見視力検査の実施について）

②給食用食材の検査体制について

2. デジタル防災無線の活用について

①運用の基本方針について

②より町民の便宜を図れる活用について

2. 6番 西 川 六 男 議員

地域公共交通活性化事業について

（1）大いに便利な「ももたろう号」にするために

（2）国保中央病院線の利用促進について

（3）観光乗合タクシーについて

（4）公共交通利用促進および駅前活性化に向けたマップ作りについて

3. 3番 森 良 子 議員

1. 学校給食について

①日々雇用の給食調理員の仕事のどこに「安全面に不安」があるのですか
どのように評価されていますか

②学校給食法の食育をどのように進めていきますか

③南小学校の給食民間委託は、労働省告示第37号（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示）を満たしているのですか

2. AEDの配置について

①なぜ、子ども用パットを用意していないのか

②なぜ、学校を社会教育開放したとき利用できるようにしないのか

③なぜ、幼稚園に設置されていないのか

4. 5番 古立憲昭議員

「子どもに対する手当」の財源変更について

本町の負担の影響について

シルバー人材センターについて

シルバー人材センターの安全管理は

事故に対する責任は

放置自転車の処理は

放置自転車の処理は

5. 10番 植田昌孝議員

1. 田原本町内の道路整備について

2. 西竹田地区の市街化区域の整備について

6. 9番 吉田容工議員

1. 保育所について

①町は、この件について事実関係を把握されていますか

保育園からの報告を元に説明願います

②どのような理由で「退園」を強要されたのでしょうか

その他の選択肢はありませんか

2. 企業誘致とインフラ整備について

①本町へ進出を決められた企業はありましたか

二の足を踏まれる理由は何ですか

②田原本IC周辺地域内の上水道、下水道工事をどのように考えられていますか

年内に着工できますか

3. グラウンドゴルフ場の利用について

①利用者数減少の原因は何ですか

このままで良いと考えておられますか

②利用料を100円に引き下げできないか

7. 11番 松本美也子議員

1. 災害に強いまちづくりのために

①田原本町防災会議の委員の構成及び本部会議との相違点及び開催状況について

②避難所運営委員会について

③福祉避難所及び指定避難所についての安全対策（浸水想定区域内に含まれる）と備蓄内容及び災害防災機能について

④要援護者（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人）の安否確認、相談体制について

⑤社会福祉協議会等民間事業所との防災協力に関する協定内容について

⑥地域の防災力を強化するための自主防災組織の強化体制について

⑦防災会議及び防災計画に女性の視点が反映されているのか

2. 65歳以上の「肺炎球菌ワクチン」の予防接種の公費助成について

○総括質疑（議第47号より議第58号までの12議案について）

○上程議案の委員会付託について

○散会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。それでは質問通告順により、順次質問を許します。1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

- 1番（森井基容君） おはようございます。議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

まず、児童の視力に関係してお聞きしたいと思います。

一般的には小学校における健康診断で実施される視力検査は、「教室のどこから見ても黒板の文字が見える視力」が学習能率のために必要であるとの理由で120年以上前から実施されてきております。

この視力検査は、遠くを見るという意味で「遠見視力検査」と呼ばれるものでありますが、21世紀に入って桃山学院大学の高橋ひとみ教授などを中心として、近くを見る「近見視力検査」も必要不可欠であるとの研究や、また試行なり、特定の学校での検査が実施されたりしているケースがございます。

学習形態が板書中心であった時代であれば、主要な視力として、それでよかったのかもしれませんが、しかし、コンピュータの使用や教科書、ノート等、近くを見るときに必要な視力については重視されてきませんでした。学校生活を送る上では、実は黒板の文字を見る遠見視力とともに、教科書等を見る近見視力も必要不可欠なのであります。

近見視力がよくない子どもがいるとして、具体的にはどのような学校生活等での不都合が生じるのかと言いますと、教科書やノートの文字が読み取りづらいケース、

算数の位取りを間違えるケース等が指摘されています。つまり書き取りにおいて画数が一本抜けたり、突き抜けなくてよいものが突き抜けたりするということであり、勉強にも支障を来し、学習能率も低くなるとの指摘もあります。

一般的に近見視力についての情報が少なく、認知もされていないため、視力の問題によるものであるにもかかわらず、能力不足や努力不足として片付けられている例もあるとの指摘があります。私も含んで老眼となった場合、「以前は見えた」という経験があれば、視力の低下は自ずと自覚できるわけではありますが、近見視力不良の子どもにとっては、「以前は見えた」という自覚がないために、近くがぼんやりとしか見えていなくとも、それが通常であり、見えにくいと訴えることがないというふうに言われております。

さて、ここでお聞きいたします。本町の小学校で行われている視力検査の種類はどのような種類となりますか、お教えてください。また、近見視力の問題についてどのようにお考えですか。お聞かせください。

次の質問に移らせていただきます。

福島事故以来、放射性物質についての関東地方は言うに及ばず、日本全国で、土壌を始め環境汚染は言うに及ばず、食の安全に対する不安は収まる方向ではなく、日々のニュースの中でも毎日のように取り上げられております。6月議会でもこれに関連して質問させていただいておりますが、今回は学校給食との関係でお聞きしたいというふうに思います。

学校給食で使用される食材に関して、その産地の選択は言うに及ばず、検査体制は十分に注意を払って実施していただいていると思いますが、放射性物質の検査についてはどうなっているのでしょうか。実施されているのでしょうか。お教えてください。

以前、本会議でも常任委員会においても、放射線測定器に関して購入の予定はない旨の答弁をいただいておりますが、その後に変更はございますでしょうか。

現在、国は、ようやく本来の法定基準である年間1ミリシーベルトの基準に立ちかえろうとしているようであり、それが法治国家として当然の姿であるというふうに考えますが、年間1ミリシーベルトは、自分の周りの外部空間、飲料水、食材、浮遊するちり等のすべての合計のものであり、足し算であると理解しておりま

す。福島から遠く離れた本町にも自然放射線以外に原発事故に起因するであろう放射性物質が、わずかではありますが存在しております。ちなみに奈良県の自然放射線量は1時間当たり0.05マイクロシーベルト程度と言われております。私が放射線測定器で、簡易的にではありますが測定したところ、町内での外部空間の線量は、低くて0.06マイクロシーベルト程度、高くて0.08マイクロシーベルト程度でありました。

平均をとらせていただいて、仮に0.07マイクロシーベルト程度とすれば、年間町民が受けるであろう放射線量は、自然のものを除いて、0.18ミリシーベルト程度となります。これは計算式をもって24時間を掛け、365日を掛け算したのもでもあります。つまり1ミリシーベルトから引かせていただいて、残り0.82ミリシーベルト程度が、食材、飲料水、浮遊するちり等から摂取しても問題ないレベルであるということでもあります。

「米から検出」とか「ホウレンソウから検出」とか、いろいろと報道されますが、すべての食材の合計ということをお我々は念頭に置かねばなりません。育ち盛りのお子さんたちの健やかな成長を、保護者の皆さんも、また町民の皆さんも、すべての人々が望んでいることだと考えます。子どもたちの健やかな成長を確保するためにも、学校給食における放射線の検査体制の一日も早い確立を要望いたします。食材等を検査できる放射線測定器の導入予定はどうなっているのでしょうか。

次の質問に移らせていただきます。

本年度中に導入される田原本町デジタルMCA同報通信システムの運用についてお聞きいたします。

今年は3月に東日本の大震災、9月には吉野・十津川を含む紀伊半島南部の大雨による災害等、自然災害が多発しております。そして、そんな中、本町では災害時に町内全域に音声にて情報伝達するために本システムが導入されることとなりますが、来春より、いよいよ稼働することになり、基本的な運用方針についてお教えいただきたいと思っております。

基本的には、地震や風水害等の災害に関して予報や警報を伝達すること、災害が予想される場合には、避難勧告や避難指示などの情報を緊急放送することになるかと思っておりますが、さらには、子どもや保護者の方々の便宜も考えて、幼稚園、小学校、

中学校等の警報発令時の登校、また下校についての連絡をこのシステムを使って放送するとか、選挙関連の放送も現在各自治会単位で放送を入れておりますが、一斉に本システムを通じて流す等のことも入れていただければいかがでしょうか。また、火災発生の際にも活用できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

本年8月に京都府の南丹市に研修に行かせていただきましたが、南丹市では早くから防災行政無線という形で通信システムを導入しておられます。

その放送内容は災害時と平常時に区別して運用されております。災害時は地震・風水害等、災害に関する予報・警報の伝達、避難勧告・避難指示などの緊急放送、火災発生時の消防団員への連絡や周辺地域の皆さんへの周知として、平常時は午後7時30分から午後8時の間に必要に応じて市役所からの情報を放送、正午と午後5時にチャイムを鳴らす、これは機器の動作確認もかねておられるようであります。小中学校や集落からも運動会や会合の連絡などに利用できる。それらを基本として運営しているとのことでありました。本町のシステム運営においても防災関連のみならず、より町民の皆さんの便宜を図れる運営をお願いいたしたく思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 1番、森井議員の1番目のご質問「児童の安心・安全な学校生活の確保について」の1点目「児童の視力について（近見視力検査の実施について）」お答えいたします。

本町では学校保健法施行規則に則り、就学前の検診時と毎年学年初めに行われる定期健康診断の折に視力検査を行っております。

検査方法は5メートル離れた位置に検査用紙を貼り、左右片方ずつ裸眼視力と眼鏡等をかけた状態での矯正視力を計測する遠見視力検査を実施しております。「教室のどこから見ても黒板の文字が見える視力」の検査となっております。

ただし、今の子どもたちは幼い頃からパソコンやゲーム機の画面で目を疲労させ、視力低下や異常が心配される状態にあります。

議員がご指摘のように、学校における授業では遠見視力のもとより、近くを見る視力「近見視力」も重要であると捉えております。今後は近見視力不良児童の早期

発見、早期治療のため学校と視力検査のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に2点目「給食用食材の検査体制について」お答えいたします。

給食用食材の安全確保につきましては、原子力発電所の事故により放射性物質が検出されたため、国は食品衛生法上の規制値を定め、これを上回る場合は地域において、農・水産物等、食品に供しないように出荷制限をかけているため、放射性物質に汚染された食材が県内の市場に流通していることはなく、食材の安全性は確保されているものと理解しております。

奈良県では、農・水産物の流通における安全・安心の確保を図る上で、サーベイ・メーターを中央卸売市場・桜井保健所等に設置して、必要に応じた検査等を実施されておりますので、町では放射線測定器を導入せず、国、県関係機関とも連携を図り、情報を共有し、食材の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 第2番目、「デジタル防災無線の活用について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「運用の基本方針について」のご質問でございますが、田原本町デジタルMC A同報通信システム設備の整備は今年度で完成する予定でございます。

運用の基本方針といたしましては、災害による被害を最小限に抑えるため、災害時、緊急時において情報を地域住民に対して、迅速かつ確実に伝達し、災害が予想される場合には、避難勧告や避難指示などの情報を緊急放送することを目的に整備を行っております。

第2点目の「より町民の便宜を図れる活用について」のご質問でございますが、本来、有事や災害のためのシステムであり、その目的におきましては、騒音公害は当然許容される性質のものでありますが、災害時、緊急時以外の緊急性、重大性、広域性の低い内容については騒音公害が問題となりかねませんので、放送内容につきましては慎重に吟味しながら、町民の皆さんの便宜を図れる運用を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） どうもありがとうございます。

1番目の近見視力検査についてであります。検査器具についてもコストがほとんどかからないようであります。いろいろ調べさせていただいた結果です。

一番問題になるのは授業時数の確保との関係から、そのための時間をとらなければならないと。来年度から実施をしていただければ、最もありがたいわけですが。一人でも多くの子どもを救うという観点でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いろいろ調べさせていただいた中では、小学2年生で1回もてば、6年間の学校生活の中で、もうそれで済むというふうにも書かれておりますので、とにかくどこかで時間を確保していただいてというふうに思います。

私自身も子どもの答案用紙を採点した経験で、線が1本抜けておるとか、点が抜けておるとかで、「惜しいなあ」と言ってペケを打った経験を持ちます。ただ、これを勉強していくにつけて、その子がひよっとしたら、この近見視力の不良であったのではないかと。それを「惜しいなあ」とか、「もうちょっと注意深くやれよ」というふうに指導してきた自分が、そのときにこの知識があれば、もうちょっと配慮があったかなというふうにも思っております。ぜひ来年度でも実施できますようにお願ひしたいと思います。

これについては、もうお願ひということでもよろしくお願ひいたします。

2番目の検査体制のことなんですが、ご答弁で「県内の市場に汚染された食材は流通していない」という、まあ一般的にはそのように言われております。ただ、国の安全基準自体が非常に高い数値になっているという指摘は多々あるように思います。米1キロ当たり500ベクレルで出荷停止だと、200ベクレルで警戒だと。その我慢できる限界が一応法定の1ミリシーベルトだと言われております。

ベクレルとシーベルトの換算には、いろんな計算方法があるんですが、1つの例では、一応その1ミリシーベルトというのを目安にすれば、米だけで100ベクレルだろうと言われております。ただ、我々は米だけ食べるのではなく、いろんな食材も食べます。また空気を吸います。もしくは水を飲むわけで、いろんなものから

我々は放射性物質を体内に入れておるといふふうに考えなければならないと思います。そんな中で計算すれば、米だけでは20ベクレル程度が目安ではないかと言われているわけです。

200ベクレルで警戒の数値だという、警戒数値が10倍程度になります。こういうふうな数値を見ると、県なり、国なりが「検出せず」と言っているのは、この警戒の数値に入っていないものであり、わずかながらも含まれるような部分については、流通しているというふうに考えるのが通常であるというふうに思います。

こういうふうな安全基準なりについては妥当なものとお考えでしょうか。その点について、なかなかお答えしにくいかとは思いますが、ご見解をお願いいたします。

あくまでもその数値を低い目に見せて安心感を持たせようという、何か動きを感じるわけで。その点について、ちょっと国の安全基準についてどう捉えておられるかのご答弁をお願いしたいと思います。

最後のデジタル防災無線については、より町民の皆さんの便宜が図れるように今後運用方針がまとまっていくかというふうに思いますけども、ぜひ前向きに検討いただいて、その細則を定めていただきたいと思いますので、ここはお願いということでもよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 先ほどの国の基準が妥当なものかということの見解でございしますが、厚生労働省が示す暫定規制値を示しておりますことから、それが適正なものであるという判断で行っております。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ありがとうございます。

行政の側としては、そういうふうに答えざるを得ないだろうというふうに思いますし、ただ、その数値に疑問を持っておられる方々が結構おられるということも踏まえて、いろんな対応を今後よろしくをお願いしたいというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

(6番 西川六男君 登壇)

○6番(西川六男君) 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して、地域公共交通活性化事業について質問いたします。

この事業は平成22年9月8日に実証運行を開始されました。平成23年第1回定例会において、私の質問に森口副町長が「デマンドタクシーの実証運行は、平成22年度から3カ年実施をし、検証する。今後ご利用の方々のご意見を伺いながら持続可能な本町の公共交通の一つとなるよう、随時改善を加えながら実施をしたい」と答弁されております。しかし、国の施策の変更により、本年度平成23年度で国の事業としての実証運行は終了し、来年度、平成24年度前半は、県の事業として実証運行を行い、その後、町の事業として本格運行を実施するか否かを決定することになったようでありまして、今後のこの事業の方向性についてご説明をいただきたいと思っております。

この事業について「ぼちぼち」という言葉が、事業を表すキーワードとして使用されておりますが、広辞苑によりますと、「ぼちぼち」とは「物事の進行がわずかで緩慢なさま」、「緩慢」とは「処理が手ぬるいこと」のようであります。

物事の進行がわずかで処理が手ぬるい、「ぼちぼち便利」という、使われている言葉とは反して、広報の10月号に掲載されていますように登録者や利用者は増加しており、利用された方は大いに役立っていると感謝されております。

平成23年第1回定例会で、私がデマンドタクシーについて質問いたしましたところ、森口副町長が「デマンドタクシー全般についての定期的な周知、運行委託契約等の見直しなど運行経費の節減を図りたい。加えて予約の方法、運行時間帯等についても検討したい。」と答弁されておられます。

このように、さらに大いに役立ち喜んでいただく事業にするために、まだまだ改善すべき点があると考えますが、今後の事業の実施に向けてどのように改善を検討されたのかお示しをいただきたいと思っております。また、そのために来年度予算の編成を控え、必要経費の予算化はどのように組み込まれる予定か、その考えをお示しいただきたいと思っております。

2つ目に国保中央病院線の利用促進について質問いたします。

国保中央病院線の地元住民の利用促進を図るために実施を計画されております西竹田・平野・薬王寺南を走る国保中央病院と近鉄田原本駅を結ぶ、この新規のバス路線の計画内容についてご説明をいただきたいと思います。そしてこの事業の課題をどのように分析され、今後どのような方向性を持っておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

3つ目に観光乗合タクシーについて質問いたします。

この事業の実証運行の状況について、その課題をどのように分析されているのか。また、今後のどのような方向性を持っておられるのか、ご説明をいただきたいと思います。

4つ目に公共交通利用促進及び駅前活性化に向けたマップづくりについて質問をいたします。

「ぼちぼち便利」をキーワードに、平成22年度にマップづくりに201万円余り、平成23年度に200万円の予算づけをし、この事業に計400万円余りを支出されておりますが、この費用対効果をどのように分析されているのか、ご説明をいただきたいと思います。そしてこの事業の方向性についてお示しいただきたいと思います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 上田 繁君 登壇）

○総務部参事（上田 繁君） 6番、西川議員の地域公共交通活性化事業についての第1点目、「大いに便利なももたろう号にするために」のご質問にお答えします。

田原本町の公共交通は、田原本町地域公共交通活性化協議会で策定されました地域公共交通総合連携計画に基づき各事業を実施しているところでございます。地域公共交通活性化事業の一つでもありますデマンドタクシーの実証運行につきましては、当初の計画どおり平成24年度まで実施いたしますが、毎年、利用者等のアンケートや運行実績等を分析し、利用方法の改善及び運行経費節減策を検討し、実証運行の実施内容の見直し及び効果の検証をし、また通常タクシー業務とのすみ分けを考慮しつつ、地域公共交通活性化協議会でご協議いただき、今後より効果的な運行について検討していきたいと考えているところでございます。

次に第2点目の「国保中央病院線の利用促進について」でございますが、唯一の公共交通であります国保中央病院線を延伸により利用促進を図るという計画でございます。現在利用者の実態調査や、奈良交通また国保中央病院等と費用対効果も含め協議中でございますが、その結果を踏まえ、その協議結果によっては、路線の延伸やほかの利用促進策を実施したいと考えているところです。

次に第3点目の「観光乗合タクシーについて」でございますが、本年3月から4月に田原本町観光協会に委託し、無料による観光モニターを募集し、計73名の参加があり、実証運行に向けてアンケート等を実施し、それを参考に、去る11月に有料による利用者を募集しましたが、参加者はございませんでした。その結果を分析し、観光内容や利用料金・PR方法等を検討していき、魅力ある、また気軽に参加できる観光乗合タクシーとしてご利用いただけるよう、そして田原本町観光協会とともに実施できるよう、さらに検討していきたいと考えているところでございます。

次に第4点目の「公共交通利用促進及び駅前活性化に向けたマップづくりについて」でございますが、交通基盤を整備すること、また駅前の商店を町民や来訪者の皆さんに知ってもらうことにより駅前に集客を図る。それが駅前のにぎわいづくりにつながるということで、駅前商店主を中心に平成23年3月に第1回マップづくりのワークショップを開催し、以後数回ワークショップを重ね、今後この活動と一緒に行えるメンバーの募集も含めて、去る10月16日の商工会主催の十六市当日に、第1回目を「レトロ」をテーマとして第1号を約500部発行しました。今年度は新たなテーマで、あと1回発行する予定です。

このような民間主導での活動により、マップ作成の自意識の向上など、一定の成果も得られましたが、まだマップの対外的な効果について捕捉しておらず、今後継続的に効果測定を行い、このワークショップのメンバーを中心に地域住民の皆さんと連携を図りながら、官民一体となって公共交通の利用促進など駅前活性化につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございます。さらに再度2点質問をしたいと

思います。この事業の計画立案に参画されてこられました副町長に答弁を求めます。

最初に、国保中央病院線の利用促進について質問したいと思います。

先ほどの答弁は、「利用者の実態調査などを踏まえて費用対効果を考え、路線の延伸やその他の利用促進策を検討する」といったような内容の答弁でございました。

国保中央病院線の有効な活用について、いろいろな角度から検討しておられることに対しては理解し、また評価をいたします。この町内唯一のバス路線は、協議会のご指摘のとおり、朝夕の国保中央病院の職員の皆さんの通勤にもっぱら使用されているようであります。その国保中央病院を構成する4町から、平成23年度には4億9,156万円の負担金、田原本町では平成23年度に1億9,000万円余りの負担金が予算計上されております。このような巨額の負担金、交付税措置があるとはいえ、これはつまるところ国民の皆様からの税金からの支出であります。これまでの私の質問に対して、次のように議会で答弁をさせていただいております。

「1台当たり0.8人の乗車率で、奈良交通が国保中央病院に請求する金額は年間1,200万円で、そこから収入を引き、約900万円弱を奈良交通に負担金として支払いを病院側からしている」との答弁でありました。

1,200万円の経費をかけ、900万円弱の赤字のようであります。乗車率は1便当たり0.8人で、このことはもっぱら職員の皆さんの輸送のために多額のお金、すなわち税金を投入しているという見方もできるのではないかと考えられます。

先ほど質問いたしました、国保中央病院線の地元の住民の利用促進を図るために西竹田・平野・薬王寺南に新たにバス路線を設けるとして、協議会では平成23年度に新たに350万円を予算組みをしておられます。

この国保中央病院と近鉄田原本駅を結ぶ新しいバス路線の利用促進を図るとする地域のデマンドタクシーの利用者は、西竹田はゼロ、平野ゼロ、薬王寺南9人であり、大変利用者が少ない地域であり、地域にお住まいの方は何らかの方法で移動する、そういう移動手段をお持ちであるとも考えられます。

ちなみに、今回の新しいバス路線の中には入っていない地域の佐味において、お住まいの方のデマンドタクシーの利用者は51人と多くの方が利用されておられます。この新規の路線を運行しても利用者が少ないことが予想され、費用対効果で問

題ではないかと考えます。

私は高齢者・妊婦や障がいをお持ちの方々など、通院・買い物や図書館、あるいは青垣などへの移動手段を確保すべきであると、今から4年前の平成19年第2回定例会6月議会で、町民の皆様の要望をもとにコミュニティバスや予約式の乗合タクシー方式のデマンド交通について提案をいたしました。その後、3年後の平成21年3月議会の答弁で、「コミュニティバスは費用対効果の点で問題であり、乗る人が少なくて空気を運ぶことにもなりかねない、デマンドタクシーのほうが費用対効果がよいのでデマンドタクシーを実施する」と説明されました。

しかし、国保中央病院線の1,200万円の事業で900万円の赤字になっているバス路線に対して、投資額に見合う収益が上がるとは考えにくい新規のバス路線をつくって、そこに350万円の予算を支出することは、文字どおり空気を運ぶことにもなりかねず、デマンドタクシーを導入した論理とは矛盾すると私は考えます。この事業について今後も検討するとの先ほどの答弁でありますけれども、町として私の意見についてどのようにお考えになるのかご意見をいただきたいと思えます。

2つ目の質問をいたします。

デマンドタクシー「ももたろう号」については、先ほどの答弁では「通常タクシーとのすみわけを考慮しつつ、利用方法の改善や経費節減を検討しながら運行実績等を分析し、今後より効果的な運行について検討していきたい」と答弁をいただきました。

この「ももたろう号」については、「大変ありがたいが予約が大変である」「当日予約はできないのか」「国保中央病院へは行けないのか」などの町民の皆様からの意見を多くいただいております。現在予約について田原本町では7日前から利用日前日の午後4時までに予約することになっています。

ところで三郷町では、デマンドタクシーの実証運行をこの12月1日から実施されました。その三郷町では利用の7日前から当日の1時間前までの予約を受け付けておられます。また、田原本町では停車所から停車所の運行でありますけれども、三郷町は全域で家から目的地までのドア・ツー・ドアを実施され、タクシー2台から5台で運行されております。さらにデマンドタクシーの導入に伴って、現在実施しておられましたバス路線の運行も奈良交通との協議により休止されました。また、

利用の多い地域の拠点病院であります三室病院へも病院の入口までデマンドタクシーが乗り入れることができるようになりました。

この三郷町では、運賃収入を奈良県タクシー協会に所属する事業者の収入にした上で、別に委託料として200万円を上限として支払うことになっております。これに対して、田原本町では平成22年度の運賃収入が、予算書によりますと約100万円で、それは協議会の収入になっておりますが、業者へのデマンドタクシー運行委託料は1,049万円になっております。また、田原本町でのデマンドタクシーの運行は午前9時から午後4時までとなっており、1時間に1本となっております。これに対して、三郷町では午前9時から午後5時まで運行し、1台当たり30分につき1便を走らせ、1時間に2便の運行を原則とするとなっております。

ただいま三郷町の例を紹介いたしました。田原本町では町民の皆様の要望や意見に応じて、大いに喜ばれる事業にするためには改善の余地がまだまだあると考えられます。

地域公共交通の活性化事業として、田原本町では、先ほどの答弁にもありましたが、既存の一般タクシーやバス路線との共存、すみわけを前提にしておられます。しかし、三郷町では当日も予約を1時間前まで受け付けし、ドア・ツー・ドア方式で、既存バス路線も休止するなど、奈良県タクシー協会に所属する事業者や奈良交通と協議をされ、デマンドタクシーを住民の皆様の手段として一般タクシー並みに運行されております。田原本町の基本的な考え方、あるいは取り組みと大きく異なっており、同じ事業であるのに、こんなに取り組む姿勢や内容が違うのかと驚いております。

住民の皆様はこの事業に対する評価、あるいは期待は登録人数にも表れております。人口3万2,000人の田原本町では、この1年間の登録人数は817人です。これに対して、人口2万2,000人の三郷町では、12月1日実施の開始以前に既に2,283人の登録がありました。この事業を移動手段を持たない田原本町の町民の皆様が大いに喜んでいただく事業にするためには、まだまだ田原本町では利用方法、あるいは経費節減の観点からも、住民の皆様立場に立って改善の余地があると考えますが、このことについてはどのようにお考えになるのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

田原本町で生まれたと伝説のある「ももたろう」は、多くの人を苦しめている鬼を退治いたしました。その「ももたろう」の活躍により、多くの人たちが平和で楽しく生活できるようになり、多くの人たちに大いに役立ちました。その田原本町のデマンドタクシー「ももたろう号」も、ぜひ町民の皆様のために大いに役立つように活躍の方法を考えていただきたいと思います。

以上、2点の答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、西川議員のほうからデマンドタクシー等について、従前から携わっている者としての答弁を求められております。

1点目は地域公共交通の事業の1つであります国保中央病院の路線に関することでございます。

地域公共交通活性化の目的につきましては、従前から申していますとおり、地域住民の交通手段への提供、それから既存公共交通の利用の拡大、それから公共交通によります地域の活性化を図っていこうじゃないかという3点を図ることを目的にやっております、既存の公共交通の代替目的で行うという考えで当初から進めておるわけではございません。

その中で既存公共交通の利用拡大ということで、町内唯一のバス路線でございます国保中央病院線につきましては、議員お述べのように、国保中央病院が路線確保の一環として900万円余の補助を行っておると、負担を行っておるとというのが実態でございます。

そういうことで地域公共交通活性化協議会におきましては、この利用促進を図ろうじゃないかということで、先ほど議員がお述べのように、大網であるとか、西竹田であるとか、松本であるとかということで、近鉄田原本駅と国保中央病院のピストンじゃなくって、その間に停留所を設け、かつ地域の住民の方の活用も図っていこうじゃないかという形で、今、路線拡張について運用主体であります奈良交通、エヌシーバスが運行していますが、実質的には奈良交通でございますので、奈良交通でありますとか、国保中央病院等も協議をしております、そこに拡大することによる運行経費の所要分を加算してやっていこうじゃないかということで、今協議しているところでございます。

ただ、運行したときにどれだけの効果があるかというところも難しいところがありますので、先月利用者の実態アンケートをやらさせていただきました。確かに前年度までの実績では0.8人ほどの1便当たりの乗車率であって、その大半が国保中央病院の関係者の利用に供しておるという実態でございますが、全員が全員ではございませんし、アンケートは、まだちょっと集計できておりませんので結果分析できておりませんが、それによって路線拡張するのかどうかというところは、また協議会の中で検討していきたいと考えております。

それから2点目の12月から施行されました三郷町のデマンドタクシーとの比較においてご質問をいただいております。

この件につきましては、ちょっと概略しか捕捉しておりませんので、議員おっしゃったように子細なところまで、費用面を含めてよくわかりませんので申しわけございませんが、三郷町につきましても12月から既存のバス路線であります信貴山地区を除いて、専属車両2両、それから乗用車両のうちから3台を使って最大5台をベースにフルデマンド方式によってやっていこうということで運用されたようでございます。その間いろいろ事前の協議等、また説明会等を行われて、12月1日から運行されたように聞いております。

運行経費につきましては、議員今お述べのように200万円をベースにやっていこうじゃないかということで、一応最大600万円を補助しようということでございます。これは運行業者に対する費用だけでありまして、あとシステムの運用経費が220万円とか、それから今現在はコンサルに委託しているようでございますが、平成22年度、平成23年度とやっているようでございますが、平成23年度で540万円ほどのコンサル委託料とかという形で、都合1,300万円ほどの費用を使っているようであります。

本町は今のところコンサルも使わず、一応システムも使っておりません。既存のタクシー会社の契約でやっております、1,200万円ですかね、今、委託料を払っているというところでございます。

確かに前年度1年間の経費といたしましては1,000万円ほど、半年間、平成22年度の9月から3月の半年間で1,100万円の運行経費で、このときにはタクシー借り上げ等を1日借り上げという形で動かさせていただきました。ただ、そ

の6カ月間の運行実態を見たときには、1, 100人ほどの運行実態で、実質それを1日8時間フルタイムで動くということもございませんので、実質的に稼働している時間帯の借り上げに変えようという形で、今年に変えさせていただいたところでございます。

ちなみに去年の運行利用者実数が1, 151名でございましたので、ざくっと言いますと、1人の経費としては9, 000円ぐらいかかっております。今年度上半期が1, 508名と、4月から9月の間、利用者数で3割ほど増えておりますけれども、それでいきますと1人当たりの経費が4, 000円ぐらいになっております。そういう形で、さらにもう少し経費の節減を図っていきたいという形では考えております。

それと今現在、町内のタクシー業者に委託して運行しているわけですが、当初は町内3業者、タクシー業者がございまして全部でやっていただいたらという協議をさせていただいたんですけども、ご了解いただける1社の事業者でやっております。このタクシーの全体数が8台でございます。町内全部足しても十数台でございます。ただ、三郷町でやっておりますのは竜田交通というところに委託しておるんですけども、タクシー台数が40台ございますので、やはりそのスケールメリットがあるということで便数も増やせるんじゃないかと考えております。

もう1点は、今実際運行してもらっておりますタクシーでございますが、大体平均乗車率が今2人でございます。去年は1.8人ぐらいで、若干増えておるんですけども。動きますと、やはり町内、東西四方6キロぐらいございますので、やはり小1時間かかる場合があります。それを2台に増やせば2便になるんじゃないかというところでございますが、やっぱり全体数8台の中でどうなのだろうというところでございます。逆に三郷町は本町よりも面積的にも狭いですから、30分もあれば、十分4人の乗客を運べるという実態もございますので、その辺をもう少し検討していく必要はあるかなと思っております。

それと予約システムでございますが、一応前日の16時までに予約をするという形をとっておるんですけども、その辺をもう少し時間短縮を図れないかという形で、現在予約受付の職員なり、運行管理をする運行管理者を置いておるんですけども、この辺はもう少し運行当局と詰めていただいて、できるだけ早い時点でやりた

いと。ただ、9時運行でやらせていただいておりますので、その辺をどの辺まで時間を、2時間前というところだと例えば7時とかになりますので、その辺はもう少し時間の調整は運行者と協議していきたいと思っております。

ただ、既存の公共交通機関、バスでありますとか、タクシーでありますとか、その経営を町が、町というか、そのデマンド交通がとって変わるべきものなのかどうかというところは、やはり問題になるところだと思いますし、今申しましたように300円の運賃収入を今稼ぐのに、今年の場合は4,000円を使っていると、3,700円の経費を持ち出しておるといふところ辺を、もう少し縮小していく必要がありますが、300円の運行収入で運行できるような形態には到底ならないと思っておりますので、その辺はやはり足の確保をどの辺まで公費と利用者負担によって賄っていくかというところは、さらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 大変具体的なお話をいただきまして、大変ありがとうございます。また、その三郷町とも比較をしながら田原本町の町民の皆さんに喜んでいただけるデマンドタクシー「ももたろう号」にさせていただくことをお願いをしたいと思います。

最後に1点質問をしたいと思います。

平成23年第1回定例会で、私のほうから紹介いたしましたけれども、王寺町の地域公共交通活性化協議会が、高齢者など多くの利用者の方々が県立三室病院へ通院するときに、王寺駅でバスの乗り継ぎをしなければならない、その不便を解消するために、平成23年2月25日より病院から自宅近くまで運行する予約制の乗合タクシーの実験運行を始められております。

県の交通環境課に設置されました王寺町地域公共交通活性化協議会の事務局に問い合わせをいたしますと、「この実験運行の結果を見て、病院から自宅付近へのバスの乗り換えなしで帰宅できる方法だけではなく、自宅付近から病院へバスの乗り換えなしで通院できる方法も含めて本格実施について検討すると述べられております」というお話をご紹介いたしました。

先ほど三郷町の事業についても紹介いたしました。既に王寺町でもデマンドタ

クシーを実施して住民の皆様は大いに喜んでおられます。田原本町でも現在国保中央病院にはデマンドタクシーの停留所が設置されていないために、移動手段を持たない方が仮に国保中央病院に通院、病人の付き添い、あるいは見舞いなどで行きたいときには、一旦近鉄田原本駅前に出てバスで国保中央病院に行くという経路が考えられるのではないかと考えられます。平成23年第1回定例会で、私がデマンドタクシーについて質問いたしましたところ、森口副町長が次のように答弁をなさいました。

「平成23年度の実施計画について、2年目に向けての改善や変更した点として、利用者の皆様のご要望、ご意見を踏まえて、国保中央病院に停留所を設置する方向で調整中です。」と答弁されております。

デマンドタクシーの停留所を設置することによって、国保中央病院への通院が容易になり、通院者が増加すれば経営の改善にもつながります。また、間もなく移転いたします保健センターへも行きやすくなります。国保中央病院に停留所を設置する方向で調整中の現在の状況と、いつ設置するのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 国保中央病院線の停留所、先ほど答弁をいたしましたように、既存のバス路線のあるところについては、一応この事業から抜こうじゃないかと。王寺周辺の地域公共交通活性化協議会、これは周辺町さんも加盟されておられます。三室病院への通院についてデマンドタクシーを活用しようじゃないかという形で動いておられます。

先ほど申しましたように、三郷町の場合も、町内にあります信貴山病院線につきましてもデマンドタクシーの対象外にしております。今おっしゃいましたように、確かに病院への利用活用を図れば利用者が増えるだろうということは推測されるところでございます。ただ、先ほど申しましたように、国保中央病院線の路線に、組合で国保病院の900万円の負担をしておるところがございます。それも協議の対象で、そのお金をうまく使ってデマンドタクシーに転用すればどうかということも考えて協議をしているところでございますけども。ただ、国保中央病院の場合は、ご承知のように、広陵町、三宅町、川西町と本町と、この4町でやっており

ますので、その900万円は一応4町が負担している形になっております。デマンドタクシーは田原本町内が運行エリアという形でしか許可をとっておりませんので、その辺をどうしていくか。初めは単純に、その900万円のお金をうまく活用できれば、幾らかの追い出しをすればやっていけるかなと考えておったんですけども、その辺も踏まえながら、国保病院事務局とも、今、地域公共交通活性化協議会の中にも入っていただいておりますけれども、実質的な協議をやって、最終的にバス路線が必要なのか否なのか、代替路線としてどう考えるか。それから当然国保中央病院の職員の皆さんの通勤手段をどのような形で考えるかというところも踏まえながら協議をしていきたいと思っております。

バス停につきましては、今のところその結論をまだいただいております。先ほどの利用者調査、それから路線の拡張等も含めて、一応原則論で申しわけございませんが、既存バス路線については停留所を設けないという形で進めておりますので、それについては、早急に、じゃあ、いつからということではなくて、その辺の協議を踏まえながらバス停については検討していきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きます、3番、森議員。（「ちょっと教えてください」と吉田議員呼ぶ）

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

副町長。

○副町長（石本孝男君） 一応、表現がどうかという、言葉の私が使いました「小1時間」というのは1時間内程度で動く。60分を超えない範囲で所要しているという形で、ほぼ1時間近い時間という形でのお話であります。（「それは小1時間とは言わないですよ、それは」と呼ぶ者あり）

いや、表現がまずかったら、そういう形で修正させていただきます。（「でも小1時間とは言いません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、よろしいですか。（「わかりました」と吉田議員呼ぶ）

3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 学校給食について質問させていただきます。

「今日のメニューに好きなんあるな!」「今日は揚げパンや!」、カレー、すき焼き風煮物、ビビンバ、手巻き寿司だけでなく、ひじきや煮豆なども残さず食べています。子どもたちは給食が大好きです。東洋ベーカリーから運ばれてきたパンを油で揚げて、きな粉をまぶして、砂糖をまぶして、揚げパンをつくっているのは調理員さんです。

学校給食は、栄養状態が悪い中、未来を担う子どもたちの心と体の健全な発達を保障することを目的に実施されました。単に食べるだけでなく、望ましい食事のあり方を身につけること、学校での食体験を通じて、生きる力の原点を学ぶ教育的学習活動と位置づけられています。本町で給食が始まったのは昭和31年です。この間、安心して食べられる安全な給食が提供されてきました。これは当たり前のことですが、残念ながら各地でさまざまな問題が発生しています。

三重県の高校では、「調理員さんの手についていたO-157が給食に混入して子どもたちに感染した」と報告されています。また、尼崎市の小学校では、「給食に異物が混入していたが原因を究明できなかった」と報告されています。本町の南小学校では、「納入された食材、タマネギやジャガイモが傷んでいたのもので、調理員さんから栄養士に連絡をとり、すぐに返品、交換させた事例」や、「冷凍食品を調理中、異臭がしたので、調理員さんが栄養士さんと相談した上でメニューから外した」という事例がありました。その後、納入業者から「ピーナッツバターが傷んでいました」とお詫びの報告があったそうです。

調理員さんのこのような食材や調理方法の真剣な取り組みがあったからこそ、事故を未然に防ぐことができ、安心して子どもたちが給食を食べています。日々雇用職員ばかりであっても、それは引き継がれています。それは単なる仕事ではなく、「子どもたちに安心して食べられる安全な給食を届けた」という「お母さんの心」で仕事に取り組んでおられるからです。調理員さんは風邪気味でも、下痢気味でも

調理に携わることはできません。日々の健康への気配りを大切にされています。これだけ努力しないと調理員として責任を果たすことはできません。そして、栄養士さんや校長先生と綿密な連携を取っておられるからこそ、安心して安全なおいしい給食が実現できています。

2008年学校給食法が改定され、2009年4月から施行されています。主な改正点は、「食育に力を入れる方向」で改正されました。「食育」は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。

本来、極めて個人的な行為である食が公教育の対象とされているのか、以前にも「こ食」についてお話しましたが、今、子どもたちを取り巻いている食事は、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、新たな「食」の安全上の問題が顕在化しており、健康のみならず医療、経済、環境など社会的な問題と直結していることから、「学校における食育の推進」が学校給食の目的に加えられました。そのために「各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」という目標が定められており、各地で積極的な取り組みがされています。地場産野菜等を使用した地場産給食の実施をしているところ、子どもたちが野菜などを栽培し、給食の食材に積極的に使っているところ、地域で有機農業に取り組み、ほとんどの食材を有機米や小麦、野菜に切り替えたところなどなど、栄養士だけでなく、学校を挙げて地域も巻き込んで取り組まれています。本町も数種類の地場産野菜を給食に使っておられます。これをさらに進めていくには調理員の協力も得てメニューの開発なども重要になっていきます。食育を進める責任者は校長先生です。すべてのスタッフが力を合わせ、地域を巻き込んだ食育を実現するために給食をどうデザインするかが問われています。

そんな中、9月28日、教育委員会は南小学校の給食業務を来年4月から民間業者に委託することを決められました。民間委託をすると、お金儲けのためにつくる給食が子どもたちに出されます。給食食材や調理方法は南小学校だけ別のものになります。見た目は同じでも、全く味の違う料理が並びます。その結果、食べ残しが増えます。楽しいはずの給食が苦痛になります。学校教育の中で食育が重要視され、給食の果たすべき役割が大きくなっている今、なぜ民間委託なのか理解できません。

そこで質問します。

①日々雇用の給食調理員の仕事のどこに「安全面に不安」があるのですか。どのように評価されていますか。

②学校給食法の食育をどのように進めていきますか。

③南小学校の給食民間委託は、労働省告示第37号（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示）を満たしているのですか。

次に2番、AEDの配置についてです。

食生活の欧米化や高齢化に伴い心原性心停止の発生件数が年間2万人から3万人と言われており、今後も増加傾向にあります。そんな中、欧米で実践されてきた「突然の心臓停止＝細動状態、になったときの現場に居合わせた人がAED（自動体外除細動器）を使うことによって生存率が高まる」という成果を受けて、2004年、AEDを一般の人でも使用できるようになりました。

心臓停止時、1分ごとに7%から10%生存率が下がると言われており、日本での救急隊員が到着するまでの平均時間6分までに生存率が40%を切ってしまう、現場に居合わせた人がAEDを使うことで大きな成果を期待されています。

現在では、空港・駅・ホテル・学校・競技場・老人ホームなど、あらゆる場所で設置が進み普及してきています。横浜市では100人以上集まる場所に設置することを義務づけています。本町も15カ所に設置されておられると伺っております。

ただ、設置はされていますが、本当に緊急時に活用できるようにされているのか、少し疑問を持ちました。まず、なぜ子ども用パッドが用意されていないのか。役場庁舎に来た子どもが突然倒れたときに使えなくてもいいという状態です。次に、学校を社会教育活動に貸し出したときに、運動場や体育館で突然倒れられたときに使えない状態です。そして幼稚園に設置されていません。

先ほど言いましたように、生存率は1分を争います。万が一のときに「設置されていたら助かったのに！」「目の前にあったのに使えなかった」となると後悔することになります。あくまでもAED（自動体外除細動器）を使う機会が発生しないことが一番いいのですが、もし役場関係施設で突然倒れられた緊急事態が発生したときに、速やかに対応できるよう備えておくことが大切です。

そこで質問します。

- ①なぜ子ども用パッドを用意していないのか。
- ②なぜ学校を社会教育開放したとき利用できるようにしないのか。
- ③なぜ幼稚園に設置されていないのか。

以上、答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 3番、森議員の1番目のご質問「学校給食について」の1点目「日々雇用の給食調理員の仕事のどこに安全面に不安があるのですか、どのように評価されていますか」についてお答えいたします。

学校給食業務は、各小学校ごとに正規職員と日々雇用職員がチームを組み職務を遂行しております。どの職員も衛生面に細心の注意を払い、安心して安全な給食の提供に全力を尽くし成果を上げております。

次に2点目「学校給食法の食育をどのように進めていきますか」についてお答えいたします。

学校給食は、健康の保持・増進や食事のマナー、栄養の知識を学ぶほか、先生と子ども、子ども同士のふれあいを深め、給食を通していろいろなことを学びます。教育の一環としての学校給食は、主に先生方や学校栄養士がこれまでどおり実施してまいりますし、調理員と子どもとの心の触れ合いは委託をしても大切にしていきたいと考えております。

次に3点目「南小学校の給食民間委託は、労働省告示第37号（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示）を満たしているのですか」についてお答えをいたします。

学校給食業務委託先には契約書及び仕様書において具体的な作業基準を示してまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 第2番目のご質問「AEDの配置について」お答えいたします。

本町のAED設置状況は、役場庁舎や学校など15施設に設置しております。いっどこで起こるかかわからない不測の事態に対処するためにも、住民の大切な命を守る「AED」を有効に活用することができるよう、普及啓発に努めております。

まず1点目の「なぜ子ども用パッドを用意していないのか」についてお答えいたします。

「AED」の使用については、1歳以上8歳未満（25kg以下）の子どもには小児用電極パッドを使うことが望ましいとされておりますが、成人用と小児用の2種類の電極パッドがあると、とっさの場合に混乱するかもしれません。また、倒れている子どもが何歳ぐらいで体重がどのぐらいか判断できないかもしれません。迷ったときには確実性の高い成人用のものを使用すべきとされておりますので、数カ所の施設には小児用パッドを設置しておりませんでした。今後小児用パッドの設置について協議してまいりたいと考えております。

次に2点目「なぜ学校を社会教育開放したとき利用できるようにしないのか」についてお答えいたします。

小中学校に設置しています「AED」については、すべての学校で職員室の窓際に置かれております。運動場や体育館利用者が突然倒れた場合には、窓ガラスを割って「AED」を取り出し、活用できるようにしております。

次に3点目「なぜ幼稚園に設置されていないのか」についてお答えいたします。

幼稚園につきましては、小学校に隣接しておりますので「AED」の共有を図れることから設置はしてはおりませんが、より緊急時の早急な対応をするため、設置につきましては協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

南小学校で来年4月から実施しようとしている民間委託は、調理と食器の洗浄、清掃などの一部だと伺っております。食材は全校同じ食材を使うことになっておりますが、民間に委託したらそれができなくなります。これは労働省告示第37号を本当にお調べになったのですか。私は奈良労働局に行って、需給調整事業室の室長の柏木さんに会って確認しております。このことを知っておられましたか。それとも

違法と知って進めようとしておられますか。これをまず1点聞きたいのです。

次に今、南小学校で働いておられる日々雇用職員はどうされるのですか。本人の意見や希望を聞いておられるのですか。

3点目、子ども用パッドですが、協議をされるということですが、それはいつまでに完了しますか。ぜひ具体的な期日を定め実施してください。3月議会に返事をください。

4点目、幼稚園に置くことですが、これも協議をされるということですね。

そこで町長にお聞きしたいのですが、来年度（平成24年度）にこの予算をつけていただけますでしょうか。この件は3月議会に明確な返事をください。

ということです。

○議長（松本宗弘君） ちょっと待ってください。予算をつけてくださいと言っているのに、3月議会で明確にと言ったら、予算は今ですから、そこだけ再度もう1回言い直してください。そうしないと回数が増えるだけです。

○3番（森 良子君） はい。では町長、平成24年度に予算をつけていただけますか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） AEDについての質問かと思います。

ただ、幼稚園につけるかどうかということではなくて、町内全域を見たときに、どこにまずつけるべきかという優先順位を考えて今順次つけさせていただいているところでもありますので、幼稚園につけるかどうかじゃなくて、ほかに今15カ所ついておりますが、それ以外で、例えば公民館等で必要であるとか、高齢者がたくさんお集まりになるところであるとか、そういうところをまず優先してつけていきたいというふうに考えております。その中で幼稚園の優先順位を考えて、そちらについても協議は進めていきますし、順位としてくれば、つける予定でございます。

平成24年度につけるかどうかというところにつきましては、現在今考えておりません。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 2点、給食の件でご質問いただきました。

まず1点目の業者委託でございますけれども、議員お述べのように、調理と洗浄、

清掃業務のみを委託させていただこうと思っております。したがって、食材の提供のほうは町で責任をもってさせていただきますし、メニューのほうもこちらで考えたものを各小学校で実施をするということでございます。県教委のほうにも、そういう方法については確認をさせていただいております。また他市町村の委託例も十分に検討した結果でございますので、そういうような委託方法をもって契約をしたいというふうに思っております。

2点目でございますけれども、日々雇用職員の方々、本当に頑張らせていただいております。基本的には1年のことということで採用させて、お願いをさせていただいておりますので、またこの1年を振り返りまして、異動も含め、退職者数も把握して異動も考えていきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

○教育部長（福井良昌君） 子ども用パッドにつきましては、一部法改正等も何かされると聞いておりますことから、それを見極めてから考えてまいりたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） ですから3月議会までは返事はできないということですね、答えを見合わせるということですね。3月議会には返事をくださいと言っておられるわけですから。（「3月議会までには返事させていただきます」と教育部長呼ぶ）
返事できるのですか、3月議会までに。（「3月議会に」と教育部長呼ぶ）
できるの。（「はい」と教育部長呼ぶ）

3番、森議員。

○3番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

これ、告示第37号のことというのはご存じだったんですね。学校給食の民間委託にすると、食材の仕入れなどは業者任せにしなくてはいけないという……。7つの項目があるんですけれども、仕入れは業者任せ、衛生管理基準も業者任せ、町栄養士による調理の常駐監視はしない、調理場、設備、電気、ガス、水道などは業者に有償提供しなければならない。栄養士などの具体的な配置は業者任せ、調理員の衛生研修は業者任せ、万一の食中毒の事故の賠償責任は業者にというようなことをしなければ適法請負にならないということなんです。

このように偽装請負から適法請負にすると、本当に安全・安心な学校給食ができ

るのかということが、私はすごく疑問です。

それと滋賀県の湖南市の例ですが、市栄養職員が作成した献立をもとに教育委員会が食材料を購入する。その食材料で民間調理員が調理するという計画でしたが、労働局との協議で、受託業者が自ら調理をする設備、資材により業務を処理することは違法であり、偽装請負に該当するということで断念されたという例もあります。

だから本当に、これで違法にならないんですかということが疑問なんですけれども、その点をもう一度聞きたい。このことを偽装請負になるということをご存じでしたかということをもう一度聞きたいと思います。

それと行政改革という名のもとに、田原本町が直接子どもたちに関わらず、学童保育、保育園、学校給食と次々に民間委託や指定管理者に任せて、本当に明日の田原本町を担う子どもを育てることができるとお考えですか。素晴らしいことを言っているんですが、やっていることは余りにも隔たりがあると思います。私は南小学校の給食の民間委託は断念すべきだと思います。

それで聞きたいのは、先ほどの偽装請負に当たらないかということで、もう一度明確にご返答をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育長の答弁、1つだけでよろしいですか。

○3番（森 良子君） 教育長、はい。

○議長（松本宗弘君） 教育長の答弁ですけども、あとは皆すべて民間委託とか、指定管理者にされておられるけども、これからの田原本町というところの答弁はよろしいですか。もうラストですので、よろしいですか。

○3番（森 良子君） ラストですね。その最後の件に関しては町長に聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本宗弘君） そうですね。町長。

○町長（寺田典弘君） 考えております。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） ただいま答弁させていただいたとおりでございます。学校給食業務委託先には契約書及び仕様書において具体的な作業基準を示してまいりたいと考えておりますし、調理員と子どもとの心の触れ合いは、委託をしても大切にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

来年度からの「子どもに対する手当」の財源をめぐり政府と自治体がもめております。政府が地方側の負担を今年度の2倍近くに増やし、国の負担をほぼ半減させる案を示しております。今年度の子ども手当は、国が1兆6,800億円、地方が5,500億円を出しております。それが来年度からは対象者に所得制限を設け、かつて国と地方が1対2の割合で負担していた「児童手当」に拡充する形にする。

そこで政府は、国費を注ぎ込んできた経緯を踏まえて、1対2ではなく、折半をもちかけております。具体的には、地方の負担が5,500億円から9,800億円程度の負担を考えているようでございます。このような急な増額要求に見えるが、しかし、子ども手当の実施にあわせた住民税の改正で、地方側は来年度5,500億円の増収が見込まれます。それを充てればと考えているようであります。

そもそも子ども手当は全額国費で賄うのが民主党の公約だったはずでございます。自民公明両党に押されて取り下げられておいて、一方的に地方負担の拡大を言い出すやり方が私は信じられません。それよりも住民税は自治体固有の財源であり、増収の使い道をお上が勝手に決めるようなことは、お上意識丸出しであり、地域主権に逆行していると思います。

そこでお伺いをいたします。これはまだ案の段階でございますが、この案が通れば本町の影響はどうかお聞かせをください。

次にシルバー人材センターの安全管理についてお伺いをいたします。

急激な高齢化が進展する中で、高齢期を有意義に、しかも健康に過ごすためには、定年なので現役を引退した後も、何らかの形で働きたいと希望する高齢者が増えてきたことを背景に設立され、「自主・自立・共働・共助」の理念のもとに、「一般雇用にはなじまないが、高年齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保すること」を主たる目的と

して全国に広まりました。そして「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、シルバー人材センターは法的に認められたのであります。

本町においても磯城郡シルバー人材センターとして発足し、多くの高齢者の方々が仕事に励んでおられ、私自身もシルバーへ仕事を依頼しました。そこには大変親切に、そして丁寧に仕事をしていただいたと喜んでおりますし、機会があればセンターへ依頼をしようと思っております。

このシルバー人材センターは、高齢者の方がいろんな仕事をなさっておられます。そこには危険な作業、また高齢者にとって難しい作業など発生するのではないかと思われます。

そこでお伺いしたいのが、危険な作業に対する安全管理はどのように行っておられるのか。また、作業により事故が発生したときの責任は。そして過去にどれぐらいの件数の事故が発生しているのか。また、事故後の本人復帰の条件があるのか。以上、4点をお伺いたします。

次に放置自転車の撤去後の処理についてお聞きいたします。

平成21年8月に「田原本町自転車等の放置防止に関する条例」が施行されました。この条例は指定区域内に、また指定区域外にも、町民の良好な生活環境が著しく阻害される場合は、撤去もしくは移動指示ができるとあります。この条例は町的美観や町民の安全には大変大事な条例と思います。

そこでお伺いをいたしますが、施行されて2年余りたちますが、今日までの放置自転車の撤去台数と、その撤去自転車の処理方法をお聞かせください。

また、この放置防止に関する条例の中で「保管した自転車等に対する措置」で、定める期間を経過しても、なお保管した自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは当該自転車等を売却し、そして当該自転車等につき買受人がないとき、また売却することができないと認められるときは廃棄等の処分をすることができるのとあります。このことから撤去後返還できない自転車は売却か廃棄以外はできません。

ところが住民さんから、町のボランティア活動に自転車が必要とのお聞きいたしました。今は自分の自転車を使用されておられるが、痛みが激しく買い替えなければならない。そこで放置自転車をとのご意見がございました。しかし、先ほ

どの条例の規制のため、この撤去自転車をお譲りすることはできません。

そこでお伺いたします。この撤去後の自転車をボランティア団体などにお譲りできませんか。町の考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 5番、古立議員の第1番目、「子どもに対する手当」の財源変更について、本町の負担の影響についてのご質問にお答えいたします。

現行の平成23年10月以降の平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によります費用負担につきましては、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については全額国庫が負担することになっております。

平成24年度以降の子どものための手当の制度につきましては、現行の子ども手当の額等をもとに児童手当法に所要の改正を行うことを基本とするとされております。厚生労働省の試算では、平成24年度の子どものための手当の所要額は約2兆2,000億円とされております。この費用負担について、国と地方が折半とする案が示され、これによりますと地方負担が子ども手当の5,500億円の約1.8倍になる9,800億円と見込まれております。

この財源の変更による本町への影響額につきましては、本町の負担割合がどうなるのか未定であること、また負担額に連動して、普通交付税の増額による補填が考えられることもあり、制度の詳細が把握でき得ない現時点におきましては、本町への影響額の算出は難しいと考えております。

続きまして、第2番目のシルバー人材センターについて、「シルバー人材センターの安全管理は、事故に対する責任は」のご質問にお答えします。

まず、事務局職員が高齢者である会員で、安全に作業が行えるか否かを判断し、仕事の提供をしております。その上で「安全就業基準」に従い、安全保護具でありますヘルメットや安全帯の着用を指示するなど、安全就業に努めているところでございます。

次に2点目の「作業により事故が発生したときの責任は」のご質問にお答えいた

します。

シルバー人材センターの会員の方は、センターともお客様とも雇用関係を発生させてはならない就業形態となっていることから、作業時の事故は自己責任になると考えております。

このようなことから労災保険が適用とならないため、万一の場合に備えての「傷害保険」については会員負担で加入をさせていただいているところでございます。

次に3点目の「過去にどれぐらいの件数の事故が発生しているのか」のご質問にお答えいたします。

作業中の事故といたしまして、平成21年度中に6件、平成22年度中に4件の傷害事故が発生しております。

次に4点目の「事故後の本人復帰の条件があるのか」のご質問にお答えいたします。

会員のけがや病気からの就業復帰については、けがや病気の内容によっては、今後の作業での安全確保の面から、医師による診断書及び本人の復帰の意思を確認しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第3番目の「放置自転車の処理は」のご質問にお答えいたします。

条例制定前の平成21年ごろには、近鉄田原本駅周辺におきまして、放置自転車が後を絶たず、歩行者の通行の妨げや緊急車両の通行の妨げとなり、社会問題となっていたことから、平成22年3月に議会の議決を得て、田原本町自転車等の放置防止に関する条例制定をさせていただき、公共の場所の良好な環境の確保及び機能の低下の防止に努めてまいりました。

条例制定後の放置自転車の禁止区域といたしましては、既に平成22年3月号の町広報でお知らせした次第であります。また、禁止区域には道路標示や警告看板等でお知らせしているところでございます。また、具体的な禁止場所につきましては、近鉄田原本駅及び西田原本駅の駅前広場周辺・イベント広場・第2児童公園付近等

でございます。

条例制定後約2年8カ月を経過し、これまでの放置自転車の収容台数につきましては230台でございます。

撤去後、1週間以内に引き取りに来られるのが、概ね3分の1程度で、これまでに97台の引き取りがあり、現在保管している自転車は133台でございます。

保管している自転車でございますが、大半が破損された自転車であり、再使用できる自転車は限られた台数でございます。

議員お述べの放置自転車の再利用につきましてボランティア団体に譲れないかとのご質問でございますが、放置され保管している自転車の現状を見る限り、使用できる自転車は数台程度であり、その他の自転車は廃棄物の処理を行うことが望ましい自転車ばかりでございます。また、条例第14条「(保管した自転車に対する措置)」、第2項にありますように、「町長は、告示日の日から規則で定める期間(14日以内)を経過しても、なお保管した自転車を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができる。」とあります。

議員お尋ねのボランティア団体等に譲れないかとのことでございますが、ボランティア団体等、特定の団体に放置自転車を譲ることに関しましては、公平性の観点や条例の趣旨等に合致しないことから、対応できないと考えているところでございます。なお、保管している大半の自転車は廃棄物としての処理を行い、使用できる可能性のある数台程度の自転車に関しましては、一般公売の方法について現在検討を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長(松本宗弘君) 5番、古立議員。

○5番(古立憲昭君) ご答弁ありがとうございます。ちょっと二、三、お伺いいたします。

まず、子ども手当ですけども、先ほど述べられたように、これはまだ案ですのど通っておりませんが、通ったとすれば地方負担が1.8倍になるということござ

いますが、いろいろ来年度は条件が違いますので、一概には比較はしづらいんですけども、本年度の予算で子ども手当が6億9,000万円だったと思いますけれども、そのうち町の負担で、これをしていくとどうなるかということをご答えてほしいです。あくまでもこれは違いますのでね、今年度で見た場合どうなるのかということだけお答えいただいたら結構かと思います。

それとシルバー人材センターでございますが、全国シルバー人材センター事業協会というのがありまして、ここに「安全対策と保険制度」という項目がございます。この中で、「センターは、受注した仕事の遂行に当たっては、十分な安全対策を講じています。万一、作業者等に傷害を受けたり、発注者等に損害を与えた場合に備えて、民間の損害保険（センター団体傷害保険、総合賠償責任保険）に加入しています。」と書いています。先ほどお答えされたのは、センターが入っているのではなくて、個人が加入しているとなっていました。これはどう解釈したらいいのか、お伺いをいたします。

それと安全管理の面で、私がお聞きしたときに、作業するときにヘルメットや安全帯の着用を指示するなど安全就業に努めているところがございますと述べられておりますが、この安全帯がですね、最新の安全帯の着脱式ではなくて、綱か何かで締めてするような形があるそうなんですけども、その辺のなぜ最新式の安全帯を安全のために使用しないのかをお聞かせください。

それと放置自転車の件ですけども、最後に一般公売の方法について現在検討を進められておると述べられておりますが、これはどの程度まで検討されておるのか、その点お答えください。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） それではお答えいたします。

まず1点目の子ども手当の金額でございますけれども、本町の本年度、平成23年度の予算ベース、決算見込的な形のベースでございますが、約7,000万円の支出になる予定をいたしております。単純に比較ということで1.8倍という形のことを考えますと、約1億2,600万円というようなこととなります。あくまでもこの1.8倍という形の試算では、そういう形となります。

それから会員の傷害保険は、なぜシルバー人材センターの負担ではないのかというようにございます。

これにつきましては、国のほうの補助金なんかもこの部分にはついてございまして、当初、傷害保険それから損害保険の保険料分も含めて、その国庫補助金が交付されておったわけでございますけれども、この保険料について見直しが行われました。これにつきましては先ほどの答弁で説明させていただきましたように、シルバーとの雇用関係が成立しないと言いますか、そういう形の関係になるというような法律で規定されておるものでございまして、この部分につきましては会員がお支払いいただくという形の中で、国のほうも指導をまいっております。全国的に会員が負担をしていただくというような形の中で進められておるといのが要因でございます。

それから安全帯についてのご質問でございますが、この安全帯につきましても、この就業に関係します基準と申しますのが、全体の基準もございます。そして剪定にかかる部分でありますとか、危険な部分に関係する分、草刈りとか、それから剪定にかかる部分につきましては、またそれに合った就業基準を設けておられまして、そういう安全に関係する委員会的な形も内部で持つておられまして、いろいろと指導されているところでございます。

そこで安全帯につきましては、この剪定をされる会員の方が一番しやすいという形の中で、ご本人らで選んでいただいたという形の中で進めているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 一般公売の方法についてということでございます。

これにつきましては今現在基準の作成を考えております。それで逐次詰めていきましてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

子ども手当、もし通れば大変な負担になるなとって、もう憂慮するものでござ

います。

次にシルバー人材センターの保険関係なんですけども、雇用契約がないということで、できないということなんですけども。仕事を与えられて、その仕事をされた方が自分で保険をかけてくださいと、今現状ですよ、自分で保険をかけてくださいと。それで、けがしたら自分の保険で払ってくださいと。なおかつ、これはちょっと聞くのを忘れたんですけども、再復帰するとき、復帰するときに自分で診断書もらってくださいと、すべて自分のお金で安全管理してくださいということで、シルバーは何もタッチしないと。非常に何か矛盾するような感じもしないでもないんですけども、過去の事例から見て、その危険だろうと思われる、けがしやすいだろうと思われる作業だけでも、シルバーとして保険をかけることはできませんか。以上、それだけちょっとお願いします。

○議長（松本宗弘君） 要望ですか。（「いや、要望じゃないです。そういうことはできないですかとお聞きしていますので」と古立議員呼ぶ）

住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） シルバー人材センターの入会の折に、金額でいきますと会費といたしまして、年額1,000円、それから傷害保険として年額2,660円という形のを納めていただきまして入会という形をされております。

議員お述べのように、そうした形の負担ができないかということでございますが、国のほうの補助金関係、そうした形の指導という形の中で、そういう方向に進んでおるところでございまして、これについては難しいかと考えております。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、植田昌孝議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

私たちの住んでいる田原本町内の町道については町が管理していますが、町内の県道の整備については桜井土木事務所管轄で、いわゆる県が管理をされているようであります。町内の県道について、管轄が奈良県であるということで、町行政は余りかかわっていないように思われます。しかし、住んでいる我々町民は、町道であ

ろうが、県道であろうが、余り意識もしていませんし、また不都合なことがあれば、田原本町内のことは町行政がある程度責任を持ってやっていただけるものと思っておられるだろうし、またやらなければならないと思います。

そこで今回の私の質問は、以前から問題になっています県道田原本・広陵線及び県道桜井・田原本・王寺線の道路整備についてお伺いしたいと思います。

まず、県道田原本・広陵線についてであります。

ここでの人身事故件数だけで、過去5年間でありますが25件あります。死亡事故などがあり、以前から問題になっているようであります。にもかかわらず整備は一向にやる予定もないようです。

一般的に道路は車の通行が主体で、残りの部分を歩行者が利用する構造が多いと思われませんが、歩行者を主体とした道路づくりはできないのかと思います。町としての考え方、また現在の状況及び今後の予定について、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に県道桜井・田原本・王寺線の道路整備についてお聞きしたいと思います。

この道路についても、先に述べました県道でありますので管理は県がされていると思いますが、特にこの道路は市街化区域の見直しにより、スーパーやホームセンターの進出予定地に関わってくる道路であります。

聞くところによりますと、道路整備が進まないということになりますと企業誘致が進まないだけでなく、現在計画中のスーパーやホームセンターまでが撤退ということになる可能性もあると聞いております。

現在、県も東日本大震災の影響や、また奈良県の台風による水害など、予算的にも大変厳しい状況かもしれませんが、私たちの町とて、いつまでも健全財政でやれるという保障もありませんし、町にとっても、また地元自治会や地権者の方々にとっても企業誘致は町の責任においてやらなければならないと思います。この件に関しましても、町としての考え方、また今後の予定等をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、この道路整備にも関連いたしますが、西竹田地区において、今年5月に市街化区域が見直されたことにより、西竹田地区内の水路工事が保留になっています。このことは平成20年当時、町において平成21年度の町単独事業で水路改修につ

いて実施計画を行って、県に対して平成22年度から国庫補助事業である水環境補助事業で実施されるように働きかけを行って、県はそれを受けて、平成22年度から国へ採択に向け取り組みを行って、平成22年度秋ごろから継続事業で実施するという報告が当時自治会からありました。

このことは市街化区域の見直しの際、町と地元自治会及び地元地権者との話し合いの際にも要望されていると思います。また、この要望は西竹田地区内農村の環境整備に関する要望書ということで、平成20年6月に地元西竹田自治会からも要望されております。この件に関しまして、現在の進捗状況及び今後の具体的な予定などをお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、再質問がある場合には自席で行います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 10番、植田昌孝議員の1番目の質問、田原本町内の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

県道田原本・広陵線の現状は、車道幅員約7.5メートル、片側歩道の幅員約1.4メートルで合計約8.9メートルの道路構造となっております。当該道路の車道部分につきましては、平成23年度末には榎原バイパスの薬王寺交差点まで改修が行われる予定であり、舗装補修は完了すると聞いております。

次に、県道桜井・田原本・王寺線につきましては、車道幅員約7.3メートルで両側歩道の構造となっております。歩道の幅員に関しましては、北側歩道の幅員約2.2メートルから2.7メートル、南側歩道の幅員約2.0メートルから2.3メートルの歩道が設置されております。平成23年度につきましては、三笠六差路交差点から幸町交差点までの間の舗装補修が予定されているところでございます。

また、市街化区域の編入によります工場等の企業誘致を行うために、現在庁内関係各課による調整会議におきまして、道路・上下水道についての基盤整備の検討を行っているところであり、来年度、地域内町道の概略設計を行うことを考えております。

田原本インターチェンジ周辺地区内における県道桜井・田原本・王寺線との交差

点整備については、地区内の将来交通量を予測し、大型車両の通行を念頭に右折レーンの必要性などを桜井土木事務所と協議を進めているところでございます。今般の市街化区域の編入によります右折レーンの増設工事等、交通安全対策上必要な箇所につきましては、道路管理者である桜井土木事務所に対し、道路改良の要望協議を行うとともに、町民の生活と密接に関わる道路整備に関連する種々の項目につきまして、町として積極的にバックアップを行う考えでございます。

次に、企業誘致についてでございますが、田原本インターチェンジ周辺地域の課題は造成された土地ではなく、所有者も各個人が各々の土地を所有されていることから、今年度、土地所有者の意向調査を行い、土地利用等の分析を行い、また奈良県と3町合同で企業アンケートを25都府県4,000社に送付しておりまして、このデータをもとに企業誘致の戦略検討を行うことにしております。さらに町内につきましても順次企業訪問を行う予定でございます。

次に2番目のご質問、西竹田地区の市街化区域の整備についてのご質問にお答えいたします。

町道西竹田・満田線に隣接した水路でございますが、前述しました来年度に予定しております町道西竹田・満田線の概略設計にあわせて、この水路整備につきましても検討することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

まず、県道の田原本・広陵線でございます。

以前からこの道路については死亡事故などが起こっているということを聞いておりまして、私が議員にならさせていただいた当時から死亡事故などが起きておりまして、当時のその自治会長からも要望がございました。そのときは県道なので、いわゆる県が管理していると、町は余り関わっていないのでということでお答えをさせていただいた記憶がございます。その後、町から何らかの要望が桜井土木事務所のほうに出されているのかなと思っておりまして、全然そういう経緯がなかったということでございます。

舗装工事ということで先ほどお答えをいただいたんですが、舗装工事を聞いてい

るのではなくて、今後この道路がどのように例えば拡幅されて整備をされていくのかということ町として桜井土木事務所に要望しているのかどうか。その辺を、もし要望していないのなら強く要望していただきたいなと思います。

お答えをいただきました中にも、歩道でございますが、歩道が1.4メートルしか片側がないということでございます。これでしたら車いすの方がすれ違いうことができません。すれ違いうことができなかつたら車道に入らなければならないということになります。当然その道路は車が通る道路ですので、大変危険だなという気がいたします。歩道におきまして、いまだに凹凸があって、なかなか自転車も通れないと。もちろん車いすも、あの歩道では通れないということでございます。

あんな道路が県道ということでは情けない話でございますので、町として桜井土木事務所に強く要望していただきたい。その件に関してちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから県道桜井・田原本・王寺線でございますが、この道路についても同じでございますが、これは左右に歩道がございますし、歩道の整備が、まだ保津の西信号から十六面北の信号、飛鳥川までの間につきましては、まだ整備が、一部されておりますが、その後保留になっているようでございます。その件に関しましても、大変なことではございますが、町として県に要望しておいていただきたいと思ます。それはお願いということでございます。

ちょっとすべての道路でございますが、田原本町内の交通事故の人身事故の件数なんです、ちょっと調べてみたんですけども。過去5年間にさかのぼって調べましたが、1,047件、人身事故があるそうです。その中で国道・県道で起こった人身事故、いわゆる町道以外で起こっている人身事故が563件あるそうです。ということは半分以上が国道や県道で人身事故が起きているということになります。

地方分権、地域主権というものの考え方から申し上げましたら、地域のことは地域が主権をもってやっていこうというような今流れでございますので、管理や運営が県や国だから町は知らないということではなくて、我々がそういうところに強く要望して行って、県や国を動かすというところまで、そういう意気込みで行政を行っていただきたいと思ますので、その辺のところをお答えいただけたらありがたいと思ます。

それから西竹田地区内の市街化区域になりました整備なんですけれども、現在の誘致、4,000社ほど出しているということでございますが、何社かそういう具体的な企業数がもしあるんでしたら、お答えをいただきたいと思います。

それから来年度の概略設計の予定というのは、どのようになっているのか。わかる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） まず第1点目の県道田原本・広陵線の関係でございます。それと県道の関係の田原本・桜井・王寺線の関係でございます。

これにつきましては、今年、実はこの議会が終わりまして、13日の日ですか、今桜井土木事務所のほうとセッティングを行いまして、私ども関係職員と桜井土木事務所の所長以下、8名の課長が出てまいりまして、それで私どもの今聞いておりますものにつきまして要望してまいりたいと、膝あわせてお話をさせていただきたいと今考えておりますので、ご了承願いたいと思います。それと今意見をいただきました部分につきましても、桜井土木事務所に要望させていただきたいと今考えているところでございます。

それと、もう1つの件でございますけれども、西竹田の来年度の地区計画の関係でございますけれども、これにつきましては、今現在田原本町におきまして、26.8ヘクタール、この間、準工業地域ということで線を引かせていただきました。これにつきましては、西竹田のところだけではなくに、関係で全体のことを考えまして、水つきとか、そういう関係がございますので、それも考慮しながら来年度考えていきたいなということで今計画を進めてきているところでございます。

それと企業誘致でございますが、これにつきましては、現在非公式には何件かはありまして、非公式には営業にも行っておるのでございますけれども、それにつきましては、まだ確実に決まったところはございません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） お答えをいただきまして、ありがとうございます。

県道については、そういうことなので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

調整区域の件についても、引き続き企業誘致をしっかりとやっていただいて、うちの町とて、先ほども申し上げましたように、財政的にも非常に今後は厳しい予定になってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから私は今年の10月から議会運営委員長をさせていただいております、こういう席で申し上げるのは何なんです、私どもの議会は事前通告制をとっております。一般質問については事前通告制をとっている以上、ある程度の質問内容は先にお渡しをしているはずでありますし、また事前の打ち合わせもやっていただいております。できるだけ議員の方にお答えをいただくときに、再質問をしていただかなくてもいいぐらいに、しっかりと回答していただきたいと思いますので、あわせてお願ひをしておきます。

よろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） 答弁はよろしいですか。（「はい」と植田昌孝議員呼ぶ）

以上をもちまして、10番、植田昌孝議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。本日は3時に渡って質問をさせていただきます。

まず第1点目の保育についてであります。

今年の9月2日午前9時30分ごろ、保育園で鬼ごっこをしていた5歳のお子さんが数分後、倒れられました。意識がなく、すぐに口の辺りが紫色になり、チアノーゼ状態と判断された園長さんが救急車を呼び、人工呼吸をし、心臓マッサージを続けられました。救急車で病院へ運ばれ、何とか自発呼吸は戻りましたが、意識はいまだに戻っていません。重大な事件です。何が原因でこんなことになったのか心配されます。保育を委託されている町にとっても大変な事件です。

そこで質問します。町はこの件について事実関係を把握されていますか。保育園からの報告をもとに説明をお願いします。

保育園の担任保育士さんは、お父さんへ毎日連絡をとる、意識が少しでも戻るよう同級生の子どもたちの歌をテープにとり届けてくれたり、千羽鶴を届けるなど、大変気遣いをされて、心労で一時休まざるを得ない状態になりました。その後も運動会後の子どもたちのメッセージをテープにとり届けるなど最大限の努力をされています。同級生の子どもたちも「モルモリ踊りを教えてあげる」など励ましてくれています。病室でも看護師さんが届けられたテープを聞かせてくれているそうです。関係された皆さんが本当に「何とかしてやりたい」と対応されていることに頭が下がる思いです。

お父さんが町の担当課に出向いて事実経過を説明され、「休園の形をとってほしい」と依頼されました。ところが町から帰ってきた言葉は「休園はありません。それやったら退園です」という返事だったそうです。お父さんは「『退園したい』と1回も言っていない」とおっしゃっています。月初めの出来事で、お子さんの状態もわからない中で、動揺されているお父さんに「少し様子を見ましようか」と言えなかったのでしょうか。今回の町の対応は、担任の保育士さんや同級生の取り組みと比べても非常に残念です。

そこで質問します。どのような理由で「退園」を強要されたのでしょうか。その他の選択肢はありませんか。

ご家族の方は「見捨てられたみたいや」と憤慨されています。保育園で倒れたら、すぐに「退園」という結果に納得される方はおられないと思います。また、同級生にとっても一緒に遊んでいて、突然倒れたお友達を見て心配されています。それがすぐに名簿から外され、いつの間にか「バイバイ」では心に隙間ができたままです。

町は保育園を「保育に欠ける子の健全な心身の発達を図ることを目的とする施設」と、これまでも答弁されています。ところが、この件での町の対応は、この目的に反する結果をもたらしていると思います。目的に沿う運用をされる立場からの答弁を求めます。

次に企業誘致とインフラ整備について質問いたします。

町長は今年予算説明で、「新たな発展の芽を育てることが重要であり、現在進

めております都市計画の見直し後には、京奈和自動車道の（仮称）田原本インターチェンジ周辺地域を中心に企業誘致の推進に取り組んでまいります。企業誘致を行い、雇用の促進を図る条例を設けることや、土地所有者の意向調査等を行ってまいります」とおっしゃっていました。

3月議会では、「企業立地の促進にかかる固定資産税の課税免除に関する条例」「企業立地促進条例」を制定し準備した中、今年の5月10日告示され、「田原本インターチェンジ周辺地域」が準工業地域になりました。この半年間、担当課は企業誘致に努力されてこられたと思います。

そこで質問します。本町へ進出を決められた企業はありましたか。二の足を踏まれる理由は何ですか。

本町の場合、企業誘致といっても土地の整備は進出企業任せです。しかも上水道も下水道も計画はありません。企業が「進出をしたい」と正式に申し出があつてから、上水道も下水道も敷設の準備に入ります。すぐ土を入れようと思つても上水道も下水道も対応できません。特に下水道は敷設費用が高く数年かかります。もし、この状態で企業が店舗等を建設したとしたら合併浄化槽で対応せざるを得なくなります。数年後、下水道が敷けたとき、下水道につながるには再び大きな費用がかかります。コスト意識の高い企業がこのような状態で進出するとは考えられません。相手にされない話をしに行かざるを得ない企業誘致担当者は本当にお気の毒です。

そこで田原本インターチェンジ周辺地域内の大まかな上水道、下水道配置を道路に沿って決め、年度内あるいは来年度早々に敷設されることを提案します。

既にスーパーセンターオオクワが進出する土地の境界明示に町が立ち会われたと聞いております。地元で話が進んでいると聞くところでは、コメリも検討されているようです。そしてこの2社の進出する土地の面積は田原本インターチェンジ周辺地域の中で大きなウエートを占めていることから、事前に敷設することは可能だと考えます。

そこで質問します。田原本インターチェンジ周辺地域内の上水道、下水道工事をどのように考えられていますか。年内に着工できますか。

何から何まで設備を整える必要はないと考えますが、企業が「行こうか！」と決断したとき、速やかに対応できるよう、町として準備しておくことは企業誘致のイ

ロハであり、町としてどこまで考えておられるのか、答弁を求めます。

3つ目として、グラウンドゴルフ場の利用について質問をさせていただきます。

本町は、はせがわ展望公園整備の一環として東井上にグラウンドゴルフ場を設置されています。10年ほど前まではゲートボールが人気を集めていましたが、最近個人競技のグラウンドゴルフの人気が高まっています。年配の方が元気に軽スポーツを楽しまれることは、健康面、精神衛生面等、大変結構なことです。

ところが利用者数は、平成18年度2万32人、平成19年度1万6,952人、平成20年度9,969人と減り、一昨年は7,656人になりました。せっかくつくった専用グラウンドを利用する方が減るということは、大変残念であると同時に施設を遊ばせることになります。

そこで質問します。利用者数減少の原因は何ですか。このままでよいと考えておられますか。

東井上のグラウンドゴルフ場の利用料は2ラウンドで200円です。他市にあるグラウンドゴルフ場は400円で4時間プレーができるそうです。ということは、4時間以内なら何ラウンドでもプレーができることになります。費用の値打ちが違うそうです。

私は、遊ばせておくよりは多くの方に楽しんでいただくほうがよいという立場から質問します。利用料を100円に引き下げできませんか。

現在の条件をそのまま利用料を100円にする。あるいは利用料は200円でプレー時間を4時間にする。いろいろ考えられると思います。グラウンドゴルフ人口は増えているのに、利用者が減るといのはどう考えても残念です。利用者を増やす施策を実施されることを求めて私の一般質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 9番、吉田議員の第1番目の保育所についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「町はこの件について事実関係を把握されていますか。保育園からの報告をもとに説明願います」のご質問でございます。

本町在住の5歳の子どもさんが、町外の保育所に委託により通所されております。

つまり管外保育ということでございます。三宅町立三宅幼稚園において倒れられ、意識不明の状態に至ったものでございます。

園からの報告では、平成23年9月2日、金曜日、午前9時30分ごろ、異変が起きた。倒れているのに気づいたのは園長であった。当日は午前8時15分ごろ、いつもどおり登園し、元気な様子であったが、倒れたときはぐったりしており、チアノーゼの状態であった。みるみる顔色が悪くなり、すぐに救急車を要請するとともに、心臓マッサージをしてAEDを使用した。心肺停止状態であり、電気ショックができなかった。救急車により救命センターに搬送されたものでございます。また、警察の事情聴取も園長が受けられたものでございます。なお、現在も意識が戻っていない状況であると聞いております。

次に、第2点目の「どのような理由で「退園」を強要されたのでしょうか。その他の選択肢はありませんか」のご質問でございますが、9月5日、月曜日、週明けの午前に父親が来庁され経過を説明されるとともに、保育園に通えなくても在籍していると保育料がかかるのかとの内容でありました。係は十分話を聞き、労をねぎらうとともに、制度の説明を行い、保育料がかかる旨をお伝えしたところでございます。

結果的に、父親は子どもが意識不明の状態入院が長期になることが予測されること、また経済的に苦しいとの理由で退所届の手続きを希望されたもので、決して退園を強要したことはございません。

また、その他の選択肢はありませんかにつきましては、退所手続きをされたときに、一旦退所されても保育園に通園できる状況になったときは手続きができる旨をお伝えいたしております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第2番目の企業誘致とインフラ整備についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の本町への進出を決めた企業につきましては、田原本町企業立地促進条例に基づく届出を1件受理しております。なお、田原本インターチェンジ周辺地区

における進出企業はございませんが、東日本大震災、電力不足、円高等による経済活動の停滞などが影響しているのではないかと思慮しています。

第2点目の田原本インターチェンジ周辺地域内の上水道、下水道工事をどのように考えられていますか、年内に着工できますかにつきましては、東日本大震災による影響により、国の交付金に不透明な部分もございますが、10番、植田昌孝議員にお答えいたしましたように、現在庁内調整会議により基盤整備の検討を行っており、上下水道ともに3年程度を目途として重点的に整備していく予定でございます。

第3番目のグランドゴルフ場の利用についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の「利用者数減少の原因は何ですか、このままでよいと考えておられますか」のご質問でございますが、当グランドゴルフ場は平成12年に、しきのみちはせがわ展望公園、えのき広場のグランドゴルフ場としてオープンいたしました。

開園当初は県内に類似施設がなかったことや、年配の方々が気軽に楽しめる軽スポーツであることから利用率も向上してまいりましたが、近年隣接する天理市や広陵町に類似施設が完成したため、従前からの町外施設利用者が流出したことにより、当該施設の利用率が減少していると考えております。

今後の利用率の向上に向けての方策ですが、コースに対する難易度の向上など、利用者がチャレンジしたくなるような方策を検討して、施設の利用率の向上に努めたいと考えております。

次に第2点目の「利用料を100円に引き下げできないか」のご質問でございますが、当該施設の利用料金体系でございますが、当時2ラウンド300円と価格の設定を行っているところでございますが、追随された類似施設の価格体系が本町の価格体系を参考に設定された結果、他市町村の施設について割安感があると考えております。

利用料金につきましては、料金の改定はせず、据え置いた形でまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 答弁ありがとうございます。

まず保育所での事故の件なんですけども、9月5日にお父さんが来られて、こう

いう手続きになったと。いろいろその個人個人のやりとりについては、立場が変わったら受け取り方も違うし、いろいろあろうと思いますので、それは今日は問題とはしません。

そこで聞かせていただくのは、そのときに町はどういう対応をされたかと。それともう1つ、三宅の幼稚園からはいつごろこの報告が上がってきたのかと、これについて教えてください。お願いします。

次の2番目、3番目について再度質問させていただきます。高村部長とは1年振りのやりとりですので大変楽しみにしていました。その点では少し聞かせていただきたいなと思います。

高村部長の責任ではないんですけども、この田原本インターチェンジ周辺地域の開発については、町長は就任当初から、ここをそういうふうにしたいということで進めてこられた事業だと思います。ですから足かけ5年かかって今のところへ到達したのかなと。

ただ、残念なことは準工業地域にはなっても、そうしたら企業がここにすぐ受けられるかといったら、そうじゃない状況に今なっているというところが非常に残念だなと私は感じてるんですね。今も答弁ありましたように、上水道、下水道、どこにどういう形で企業が来るかというのは全体がわかってませんので、全部そういう進出される企業に応じた形では敷設できないと。そうしたら、それまでにどこまでできるかというのを整理するのに3年かかるという話でしたのでね。その点で、それで本当に、先ほど植田昌孝議員も心配されてましたけども、今進出を考えているところも断念されるのと違うかという危惧を、私もいたすわけですね。

それでこの準工業地域の上水道、下水道。道路はどうか今回は私は質問しませんので、上水道、下水道について、3年以内にするとは答えていただいたんですけども、具体的にどこまでどんな感じですかということ、今思っておられるイメージを教えてください。

それと、もう1つ、4,000件にアンケート出されて来ませんかというような話をされていると思いますし、それ以前も県内を始め、新しく進出と言いますか、工場や店舗を設けようというところに、会社に訪問されていると思いますけども、実際にこの上水道、下水道がないということに対する足かせは感じられてなかった

のかということも2つ目として聞かせていただきます。

3つ目は、ちょっと違いますけれども、「広報たわらもと」12月号が配付されました。高村部長も高く「見てくださいね」とおっしゃってましたので、読ませていただきました。

ただ、残念なのはね、ここにこんなのがあるんですね。これは対談されてる中でね、「国道沿いに工場となると土地が高すぎますし。商業は幹線上ですが工場は幹線上になくていいんです。」「そういう点では、京奈和インターチェンジ近くは、道路からちょっと入ったところで面積も広いので企業立地という前提から見るとどうでしょう。」「いい場所だと思います。」と書いてあるんですね。

これは何かそうなのかと思うんですよね。高村部長の立場からしますとね、阪手や千代にある準工業地域、ここもやっぱり企業誘致をする対象であろうと思うんですね。それであっても国道に近いところは高いからだめだということで、田原本インターチェンジ付近がよろしいよという、こんな宣伝をしたらね、私の目にはね、千代や阪手の自治会長さんが「何ということをするんだ」と頭から湯気を出して怒っておられる様がありありと見えるわけですよ。

こういうせつかく頑張ってつくられたわけですよ。もう少しよく検討されて出されたほうがいいんじゃないかと。その点はね、ここに弁明をする機会を与えますので、このことについて答弁を求めます。

そして3つ目のグラウンドゴルフ場の整備について。私はやっぱり行政が施設をつくる、施設をつくるについては、それをたくさんの方が利用できる状況をつくるということが、やっぱり必要だと思うんですね。その点で、どうしたらこのグラウンドゴルフ場が、かつてのようなにぎわいになるのかというための施策を考えてほしいという思いで出させてもらったんです。

残念ながら答弁で出てきたのは、田原本町の住民は使っているけれども、近隣の市町村から来た人が減ったから減ったんだという答弁をいただきましたよね。そういうことですよ、近隣の市町村の利用者が流出したと。

でも、そうじゃないと思うんですね。例えば今まではグラウンドゴルフ場を使っておられた方が、今、近くの井上にある健民グラウンド、ここを借りてですね、たくさんで利用されてるわけですよ。この利用は今までなかったんですよ。ところが

今は健民グラウンドの利用料はただですよ、あそこはね。県の施設ですので、県から補助金が出てる関係で利用料を取れないということですので、ただで使える健民グラウンドを使って、グラウンドゴルフの練習をされてるんですね。本当なら、ちゃんとした正規のところでは練習したいけども、お金がかかるので、こっちにしようということを選択されてると私は思ってるんですよ。

ですから、このグラウンドゴルフ場の利用が減った要因は、町外の人が減っただけでなくて、町内の人も減っていると。何が原因かというのは、いろいろあると思いますけども、1つとしたらね、やはり利用料が高いと。田原本のグラウンドゴルフ場は8ホールです。8ホール。65歳以上の人は200円で2ラウンドいけますよと16ホールしか使えないんですね。ちょっとさっき質問のときに言いましたように、天理のところは400円要りますけども、4時間使えと。何回でも使える、利用者が多かったら限度はあろうと思いますけども、18ホールどころじゃないと思うんですね。その点では使いやすいと。広陵のグラウンドゴルフ場ができました、パークゴルフ場ができましたよね。あそこは18ホールあります。田原本は16ですから、あそこは18ですね。1ラウンド200円という設定で、500円出せば1日利用できるというのもやっておられるんですね。だから500円出したら1日そこで楽しめる、朝から夕方までね。ですからそういう制度もあると。

その点ではね、田原本町のグラウンドゴルフ場は200円出して2ラウンドしかできませんよというのは、当初できた当時はそれでよかったかわかりませんが、今多彩なグラウンドゴルフ場ができていると、その中で何とか練習をしたいと。なるべく費用を少なくしたいと。そうしたら、いろんな選択肢があると思うんですね。そこで100円にできないかという提案をさせてもらったわけです。例えば200円のままだと4時間遊べたら、それだけまた充実した時間が過ごせますんでね。その点では、やはりね、産業建設部としても、高村部長のところとしても、利用者をどう増やすかということを考えていかないといけないんじゃないかなと思うので、その点について答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） お答えさせていただきます。

町がどのような対応をされたかということでございます。

9月5日、月曜日、午前にお父さんがお越しになりました。係の者といたしましては十分話を聞いてご説明をしたということでは聞いております。そしてお父さんがどのような、そういう形の取り方をされたかどうかということもありまして、私も先週係の者と一緒にお会いさせていただきました。そして、そのようなことがありましたら、お父さんの説明の仕方のこともございますので、もしそういう無礼があったことにつきましては謝らせていただいたところでございます。それから9月5日に、こうしたことがございまして、それからもお父さんは何回も町のほうには来ておられます。それは医療費の問題でありますとか、いろんな関係の部分についてご相談に来ておられます。それにつきましては、係のほうも十分ご説明をさせていただきますまして、そういう医療費関係の制度の説明、またそれも今ご利用もいただいておりますけども、そうした形の説明もしております。また今病院のほうに入院をされてるわけですが、そこから退所された後のことにつきましてもご相談されておりますし、それにつきましても係の者が、こういう形の方法とか親切に説明をさせていただきますとところです。

この間お会いさせていただきましたまして、帰りがけに、また今後も相談のほうをよろしく願いますということでお帰りいただいたところです。こちらもそうした形の対応をさせていただきますとということでございます。

それから三宅町の報告はいつごろあったのかということでございます。

お父さんが来られまして、お父さんのほうから、そうした経緯の説明を受けまして、そしてすぐに係の者が三宅の幼稚園のほうに連絡を入れまして、その経緯等を確認をさせていただきますとところでございます。

以上でございます。（「ということは当日ですか」と吉田議員呼ぶ）

はい、当日でございます。（「当日？」と吉田議員呼ぶ）

はい。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） それではインターチェンジ周辺の準工業地域における上水道の先ほど説明いたしました3年ぐらいで計画するというので、具体的な計画ということでおっしゃっているのが1点目だと思います。

これにつきましては、下水道というのは上流から下流へ流れてまいります。それ

と工事をする1年前には測量・試験をやりまして、計画を持って行っているわけでございます。そのために今現在調整を図っている段階でございますけれども、ご存じだと思いますけれども、富本から宮古へ抜ける通学路がございます。通学路がございまして、その通学路の手前のところまで本年度工事をしております。それから東西を来年度考えておる次第でございます。

それと、もう1点考えておりますのが、西竹田から富本のほうへ抜ける町道西竹田・満田線がございます。その件につきまして、その上のほうを今度は計画的に上まで上げて富本のほうへとっていくという考え方を今させていただいてるところが現状でございます。それが今ここで説明できる具体的なことでございます。

それと、ないのに回ったときに、そういう足かせにならなかったかということでございますけれども、それにつきましては、各市町村の企業を誘致する場所等と田原本町の場所につきましては現状的に違うことから、今回何とか私とも企業を誘致したいということを考えまして奨励金とか、そちらのほうに一応力を入れさせていただいて、できるだけ企業誘致をしていきたいということで考えておるところでございます。これにつきましても、一応県のほうの企業立地推進課もございまして、そちらのほうにも働きかけまして、企業の誘致につきましては考えていくところでございます。

それと国道24号線の広報の件でございますけれども、国道24号線の準工業地域のほうもあるということでございます。その広報につきましては、あくまでも田原本インターチェンジの新しくできたところを具体的に企業に勧めていきたいという考え方で、そういう特集号を組ませてもらったというのが本音でございます。それとあわせまして、前々からも言われておりますように、国道24号線につきましても、実質的には空き店舗が多々今出てきておると思います。そのためにも空き店舗対策のほうにつきましても、何らかこれから考えていく必要があるということ、一応考えさせていただいております。

それとグラウンドゴルフの関係でございますけれども、これにつきましては、皆さんも、一応私のところも先ほども言いましたように、田原本町には当初グラウンドゴルフが8ホール、2回回ってということで金額を設定させていただきました。これも考え方によりますと、ほかのそこへ行かれる方につきましては、他の市町村で、

本町よりいいのができましたら、今までゴルフしていた者もそうでございますが、よそへ行ってやっぱり腕を試したいとか、そういう考え方がございますので、一時は、現状的には、人数的には減ってまいるとは思いますけども、そこで今度は先ほどもご説明申し上げましたように、今の現状の施設をどういう具合にレベルアップして使っていくかというの、これから考えてまいりたいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 料金面は？料金面、言ってますよね、100円にならないのかと。

○産業建設部長（高村吉彦君） すみません。料金面につきましても、今の現状でこのままで推し進めていきたいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まず保育園に関しては、私は非常に心配してるんです。

何を心配してるか言うと、やはり田原本町がどういう立場であるかということですよ。児童福祉法によりますと、田原本町は「地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と定められているんですね。

私が担当課長さんのところに、この倒れられた件を聞きに行ったのは9月28日ぐらいだったと思うんですけどね。そのときに担当課長さんは、この事故をそれほどご存じじゃなかったように私は受けたわけですね。

そこで何を心配してるかと言うと、その退園手続きをするどうこうというのは、私はどうでもよろしいんです。ただ、こういう話があったときに、大切なお子さんが、田原本町のお子さんが、今回は三宅の幼稚園でしたけども、どこの保育園に行っても、それは大変だと、何でそんなことになったんだということで、やはり田原本町自体がアクションを起こして調べに行くとか、そして、どういうことでこの事件は起こったんだと。結果としたら、それはいろいろ医療的なことになりましょうし、考えられると思いますけども。田原本町として、お母さんと同じ気持ちになって、お父さんと同じ気持ちになって、このお子さんの事件を本当に捉えていただ

けたのかと思ったら、非常にそうじゃないように私は受け取れたんです、この間の対応を試してみますとね。その点で、事件が起こった、もうそんなの通えないから退園しかありませんよと言うんじゃないくて、何でそれが起こったんだろうと、どこに問題があったんだろうと。田原本町自身のこととして、やはり調べるべきじゃないかなと思ってます。

その点では、そういうお考えでやってもらえるのか。この件に関して担当課、担当職員だけじゃなくて、課長や部長まで即座に報告があって、この事件に対して真剣に取り組まれたかどうかというところを最後にちょっと答弁をお願いします。確認したいと思います。

それと、あとですね、せっかく高村部長と久しぶりに、こういう話ができる機会がありますので、残念なんですけども。要するに、一方的にグラウンドゴルフ場の利用者の勝手に向こうに行っておられるんだと言うんじゃないくて、やはり使い易くて利用し易いところがあったら、それは練習というのは回数ですので、やはりいつものコースでいつもの練習をして、手ごたえを得て、次に試合に行こうということに普通なりますよね。ですから何もコースを触るといってお金をかけることを考えないで、もっと本当に、2万人も使ってた人が7,000人になったわけですから、3分の1になったわけですから、200円を100円にしても、またもう1回2万人が戻ってきたら、お金のことを考えてられると思いますけどね、もとをとれるわけですね。

ですから本当に住民の皆さんが安心して使える、それもグラウンドゴルフ専用ゴルフ場ですからね、そこで練習できる機会を増やすという点では、やっぱり利用者を増やすという観点から田原本町のほうも考えていただけないかなと思います。その辺の気持ちのほうを、ぜひちょっと確認させていただきたい。

それと、あと田原本インターチェンジ周辺地域の開発については、なかなか心もとない感じの答弁でした。その点では、要するに先ほど答弁されたようにね、下流から上流に向かって行かないといけないのはわかっているんですよね。5年前からわかっているんですよね。5年間今まであったわけですよ、今まで。なぜ今まで放っておいたんだという質問を私はしているわけだから。今初めて気がついたからやっています、じゃないわけです。5年間、町長はやりたいと言っておられたわけですよ。

よ。5年間ためておられた計画が、せつかく準工業地域になったときに、あとは「さあ行け」という形でスタートできる準備をなぜしなかったんかということをお私に聞いてるわけですから、そこを答弁してください。お願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 正直この件につきましては、私も後で知ったというところがございます。（「後ですよ、ねえ。うん」と吉田議員呼ぶ）

5日の日にお父さんが来られて、その事実確認というのは係の者がすぐ行っております。その報告という形の中で来たのが遅かったという部分はあろうかと思えます。しかし、お子さんにつきましても、今まだ入院中で治療をされている最中でございます。そして、その原因という形のものにつきましても、まだはっきりとはわかっておらないというのも現状でございますし。町のほうから病院にそれを調べに行くということではできないので、個人情報に関係でもございますし、そういうことはできません。事故性と言いますか、そういう部分につきましても、警察のほうも入ってですね、そういう事故なり事件性はないというような形の中で聞いておりますし。今後こういう形のことがありましたら真摯に捉えまして、十分町としても、そうした形のことにつきましては見守っていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 料金につきましてでございますけれども、料金を安くは、今のところそのまま考えていきたいと考えております。それと実績的に1年間で2万人という、実績的データがあるわけでございますけれども、やっぱり混雑してやるよりかは、今のところでしたら半分になっておりますけれども、ゆっくりとプレーをしていただくのも、一つの行政としてのサービスじゃないかなと考えておりますので。（「それは書かせてもらうよ」と吉田議員呼ぶ）

その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと先ほどの下水道とかの整備の関係でございますけれども、これにつきましては、整備する段階といたしまして、認可を先にとらないことには下水道整備というのはできていきません。そのために実は平成21年度につきましては、その認可する手前のところまでは工事を進めまして、また今年につきましても工事を進めて

いっているわけですので、その点、ご了承願いたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 東日本大震災、また台風12号による豪雨大災害により、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

改めまして議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

平成14年6月に学校の耐震化について一般質問をさせていただいて以来、防災に関する質問は今回の議会が9回目の質問となります。

高い確率で発生すると言われている東海・東南海・南海地震に、また毎年発生するゲリラ豪雨に備えて、田原本町の住民の皆様への命と財産を守るために災害に強いまちづくりを目指して質問をしてみました。

本町におきましても阪神・淡路大震災を機に防災計画を見直し続けて、平成21年に英知を結集して防災計画がまとめられております。防災ハンドブック、洪水ハザードマップ、アクションプランの作成、学校耐震化事業、河川や道路改修、そして防災無線の設置、一般住宅の耐震診断の補助等々、浸水と地震に強い人づくり、まちづくりの防災体制づくりをさせていただいているところでございます。

東日本大震災は、大地震、大津波、原発と、日本国民が今まで経験したことのない大災害になりました。復興への対策、政府の対策が非常に遅れていることに憤りを感じながらも、被災地の人たちは悲しみを乗り越えて、力強く、自らの命、そして地域の力を合わせて、復興に一步一步前進をされています。また、東日本大震災を機に、日本が一つになろうという意識が高まって、支え合う社会へ、人と人のつながりの重要さも認識されるようになりました。

今回の東日本大震災を通して学ばせていただいたことは、自分の命は自分で守るという「自助」、「共助」である自主防災組織を立ち上げて、定期的に会議を開催していた地域が一人の犠牲者も出すこともなく、また被災者の安否確認も物資の支給等々もスムーズに行えたとの報告も聞いております。まさに平常時より助け合い、

支え合う「共助」の仕組みづくりが危機から人命を救うという「自助、共助」が防災、減災のまちづくりの原点ではないかと改めて認識をさせていただいたところで

す。

公明党女性防災会議が実施した「女性の視点からの防災行政総点検」の調査結果を発表いたしました。

10月1日から1カ月間、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県を除く、全国の党所属女性議員が連携をし、地方自治体の防災担当部局に対して聞き取り調査を実施したものです。本町においても聞き取り調査を実施させていただきました。調査自治体数は、都道府県、政令市、中核市、東京特別区など658に上りましたが、防災行政の現場で女性の意見が反映されていない実態が浮き彫りになりました。

地方防災会議の女性委員の登用を尋ねた設問では、44.4%の自治体で、女性を登用していないことが判明いたしました。「地域防災計画を作成する上で女性の意見を反映させたか」を聞いた設問では、過半数の54.7%が「いいえ」と答えました。また、「防災部局に女性職員がいるか」を尋ねたところ、51.5%の自治体で女性職員がいないことがわかりました。

一方、多くの自治体が「災害用の備蓄物資に、女性や乳幼児、高齢者、障がい者らの要望を踏まえている」と答えたが、80の自治体は「ニーズを踏まえていない」と回答いたしました。財政的な理由から避難所運営の具体的な施策に、女性や障がい者などの声を反映されていない自治体が多いこともわかりました。

公明党女性防災会議の松あきら議長は、11月24日、藤村官房長官に会い、野田首相あての「女性の視点を生かした災害対策についての第1次提言」を手渡しました。

以上の観点から、本町がお示しいただきました防災計画の確認及び現状の取り組みの進捗状況について、下記の7点についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

- ①田原本町防災会議の委員の構成及び本部会議との相違点及び開催状況について。
- ②避難所運営委員会について。
- ③福祉避難所及び指定避難所についての安全対策（浸水想定区域内含まれる）と備蓄内容及び災害防災機能について。

④要援護者（高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・外国人）の安否確認、相談体制について。

⑤社会福祉協議会等、民間事業所との防災協力に関する協定内容について。

⑥地域の防災力を強化するための自主防災組織の強化体制について。

⑦防災会議及び防災計画に女性の視点が反映されているのか。

本町のお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、65歳以上の肺炎球菌ワクチンの予防接種の公費助成についてお尋ねをいたします。

肺炎は、2008年のデータでは、日本人の死因の第4位。肺炎による死亡者数は95%が65歳以上です。「肺炎球菌ワクチン」は、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い「肺炎球菌」による肺炎を予防するワクチンです。肺炎球菌には80種類以上の型がありますが、肺炎球菌ワクチン接種により、そのうちの23種類に対して免疫をつけることができます。肺炎球菌が引き起こす呼吸器感染症のほか、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの予防効果もあります。また、インフルエンザワクチンとの併用で、肺炎球菌性肺炎による入院や死亡率の減少も報告をされています。

日本感染症学会では、インフルエンザの重症化予防策として、肺炎球菌ワクチンを接種することを勧めています。これまで我が国では、海外で使われた開発初期の臨床試験で再接種時の副反応（注射部位の局所反応）の増強が観察されたことが懸念され、再接種を行ってはならないと規定がありました。しかし、肺炎球菌ワクチンの特異抗体の低下は、肺炎球菌感染症の重症化リスクにつながるおそれがあり、海外ではその後の試験で、4年以上の間隔をあけて接種をすれば局所反応の増強を回避できることが確認をされ、我が国においては、平成20年10月より、肺炎球菌ワクチンの再接種により得られる利益が注射部位反応発現時のリスクを上回ると考えられる場合は、再接種を行うことが認められることとなりました。初回接種の5年以上経過した際にも、注射部位反応等が発現することがありますので、再接種を行う場合には、初回接種から十分な間隔を確保して行うことが必要だとも言われています。最近インフルエンザに関する意識の高まりとともに、本ワクチンに対する認識は急速に高まってきており、平成21年の接種本数は77万本を超えており、

平成22年2月現在、全国約201の特別区及び市町村で肺炎球菌ワクチンの接種費用に対する公費助成が実施をされています。

奈良県においても、隣接する橿原市、桜井市、その他、来年4月より実施の市町村も含めると10市町村と伺っております。公費助成がない場合は7,000円から8,000円が本人負担と聞き及んでいます。

本町においても肺炎球菌ワクチンの接種費用の公費助成をぜひお願いしたいと存じますが、本町のお考えをお伺いいたします。

以上で、壇上での私の質問を終わらせていただきます。場合によりましては自席にて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 11番、松本美也子議員の第1番目の「災害に強いまちづくりのために」のご質問にお答えします。

第1点目の田原本町防災会議の委員の構成及び本部会議との相違点及び開催状況についてのご質問でございますが、田原本町防災会議の委員は16名で構成され、町の部長職は2名で、災害対策本部会議の構成にはすべての部長が入っていて、相違点につきましては、田原本町防災会議の委員は、田原本町防災会議条例第3条第5項第3号に基づき、町長がその内部の職員のうちから指名する者となっております。

田原本町災害対策本部の本部会議の構成につきましては、三役を始め、すべての部長が構成員となっております。

開催状況の防災会議につきましては、「田原本町地域防災計画」の作成、見直し等の際に開催いたしております。

災害対策本部の設置につきましては、暴風、大雨、洪水、その他警報が発令され、河川が増水し、避難判断水位に到達した場合など、必要に応じて設置いたしております。

第2点目の避難所運営委員会についてのご質問でございますが、避難所は災害が発生したとき、発生のおそれがあるときに、町民等の安全を確保するために開設するものでございます。また、災害が一段落した後に被害が復旧されるまで、住家を

失った町民や帰宅困難者等が臨時に生活を行う場としての役割を持つものであります。

このような避難者を受け入れるに当たりましては、避難所管理責任者が自治会、自主防災組織、町職員、施設管理者等と協議して、運営委員会を設置して運営を行います。

第3点目の福祉避難所及び指定避難所についての安全対策（浸水想定区域内に含まれる）と備蓄内容及び災害防災機能についてのご質問でございますが、現在指定避難所は15施設あります。

施設の安全対策につきましては、耐震化は図られており、2施設を除いては備蓄品を備蓄しております。万が一、浸水の被害があった場合でも備蓄品が水没しないよう学校内の床等へ直接置かず、比較的高い場所に備蓄するよう配慮するとともに備蓄品の点検を行っております。

備蓄内容につきましては、アルファ化米、缶入りビスケット、すりおろしりんご、紙おむつ、生理用品等でございます。

第5点目の社会福祉協議会等民間事業所との防災協力に関する協定内容についてのご質問でございますが、現時点では、9団体・事業所と防災協定を交わしております。また現在2事業者と協議中であります。

社会福祉協議会の協定内容は、田原本町地域防災計画に基づき、田原本町ボランティアセンターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

センターの業務としましては、一般災害ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること、その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務となっております。また、他の団体・事業所との協定内容につきましては、緊急物資供給に関する協定、飲料水等の供給協力に関する覚書、電気設備の応急復旧の応援に関する協定、福祉避難所施設利用に関する協定などを交わしております。

第6点目の地域の防災力を強化するための自主防災組織の強化体制についてのご質問でございますが、自主防災組織化を高めるためには、自治会長等防災リーダーへの働きかけを始め、広報紙等による啓発、自主防災組織の設立及び補助金の活用、県政出前トークの活用、先進事例を紹介する防災士による講話、消防署による消火訓練、各種研修への参加の呼びかけなど積極的な活用の支援に努めております。

第7点目の防災会議及び防災計画に女性の視点が反映されているのかとのご質問でございますが、地域防災計画では、被災時の男女のニーズの違い等に配慮するよう努めることとし、女性等を考慮した避難施設、設備の整備、また避難所運営委員会の編成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制と、被災者の健康維持活動の一環として、巡回相談等を実施する場合は女性相談員を配置するなど、女性の参画の促進、女性の視点に立った配慮を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） それでは第1番目の「災害に強いまちづくりのために」のご質問にお答えします。

第4点目の要援護者（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人）の安否確認、相談体制についてのご質問でございますが、現在、「災害時要援護者名簿」の整備を進めており、まず災害弱者と言われる要介護3から5の方及び障がい者の方に対しまして、登録申請書兼同意書を8月に送付をしたところでございます。その結果、要介護3から5の方につきましては、198名に送付したうち73名の方より登録の申請があり、障がい者の方につきましても541名に送付したうち213名の方より登録の申請がございました。また、要介護新規認定受付及び要介護認定更新受付の際にも登録申請の案内を行い、随時登録をされているところでございます。その結果、要援護者名簿への登録者数は11月末現在で304名でございます。

今後は要援護者名簿に登録をされた方に対しまして、災害発生時に情報伝達や安否確認・避難誘導などの支援を行うための体制づくりに向け、自治会・地域支援者・自主防災組織・民生児童委員・社会福祉協議会・消防署・消防団・警察署など関係機関と協議し、災害時における要援護者支援体制を確立させたいと考えております。

なお、高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人の方やその他、自力で避難が難しく、避難等に支援が必要な方に対しましても、広報紙などを通じまして登録申請の案内をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、本定例会の補正議案で上程をいたしております「地域の居場所づくり推進

事業補助金」を活用いたしまして、災害時要援護者支援助図システムを導入し、台帳整備を行い、要援護者支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2番目の65歳以上の「肺炎球菌ワクチン」の予防接種の公費助成についてのご質問にお答えいたします。

予防接種には、予防接種法で定められた予防接種でBCG、麻疹・風疹、ポリオ、日本脳炎など感染力が強く、また重症化しやすいものは定期接種とされており、公費による助成の対象といたしております。また定期接種とは別に、本人が接種するかどうかを選択するB型肝炎、肺炎球菌、高齢者を除くインフルエンザなどが任意接種となっております。

任意接種のうち子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、国では、平成22年度及び平成23年度の事業として子宮頸がん予防接種等の公費助成制度が創設されたもので、これを活用し、本町におきましても予防接種料の一部助成を行っておりますが、平成24年度以降の予定については、現時点では詳細が把握できていない状況であります。また、65歳以上の肺炎球菌ワクチンにつきましては、国の補助対象になる可能性は低いと見込んでおります。

こういったことから、今後の国また県の動向や他市町村の状況などを勘案してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございます。

まず防災対策の1番目なんですけども、防災会議は防災計画の作成、見直しのための会議でありますよね。そして本部会議というのは、災害が起こってからの災害対策本部の本部会議でありまして、前者と後者では性質が全く違うものだと思います。

後者の対策本部に、三役始めすべての部長が構成員となるのは、これはしごく当然のことだと思うんです。この防災計画の作成のための、この防災会議になぜ部長職2名なのかということで再度お尋ねをさせていただきます。

防災会議の委員は16名で、町長を始め、桜井土木事務所長、桜井保健所長、中

和福祉事務所長、田原本警察署長、磯城消防署長、田原本消防団長、田原本町議会議長、そして田原本町自治連合会長、水利関係の代表者が3名、これは地域的にだと思っんですけども、田原本町副町長、田原本町教育長、そして総務部長、産業建設部長が入っているのに、これは要援護者とか長寿介護課で、また障がい者、これを全部把握している住民福祉部長が入っていません。そして水利関係の代表者が入っているにもかかわらず、連携をしなければいけない上下水道部長が委員になっていないことに、すごい疑問を感じています。これで防災計画の見直しが本当にできるのかという疑問でございます。この根拠についてお伺いをしたいと思います。

この計画を運営・運行していくための会議が定期的開催されているのかということも一緒にお尋ねします。

2番目の避難所運営委員会についてですけれども、運営委員会を設置して、運営をスムーズにするための、この会議も開催されているのかお尋ねをいたします。

3番目の福祉避難所及び指定避難場所についての安全対策と備蓄内容及び災害防災機能について再度お尋ねします。

15施設のうち2施設に備蓄ができていないというのは、どことどこなのか。またその理由についてお教えいただけますか。

福祉避難所について何もお答えいただいております。この15の施設に関しては福祉避難所の3つが入っておりませんので、改めて福祉避難所の備蓄等、また災害防災機能について再度お答え願いたいと存じます。

4番目の要援護者の安否の確認、相談体制については、これから支援体制の充実を図っていくということなので期待をさせていただきたいと思っております。

1点、外国人の方には広報紙でお知らせするというのは不十分かと思っておりますので、より丁寧に訪問をして、申請の案内をお願いしたいと存じます。

5番目なんですけども、社会福祉協議会と民間事業所との防災協力に関する協定内容について、社協との連携は、ほかの民間の事業所とは違って、2点目の避難所運営委員会、さらに3点目の福祉避難所と関連している協定内容かと思われまので、その点についてどのように協議をされているのか、社会福祉協議会との連携はどのようにとられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

6番目に、地域の防災力を強化するための自主防災組織の強化体制についてでござ

ございますが、今、自主防災組織の設置率をお聞かせください。地域の自主防災と行政との連携を今現在どのように行われているのか、お聞かせください。

7番目の防災会議及び防災計画に女性の視点が反映されているのかの質問について、具体的な取り組みについてお答えをいただけますか。また今後の取り組みについても具体的にお答えいただきたいと思います。

そして最後に肺炎球菌ワクチンですけれども、これを65歳以上の方に実施するとしたら、どのぐらい財源が必要なのか、お答えいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。

まず第1点目でございます。田原本町の防災会議の根拠でございます。

この部分につきましては、今現在、私のところのほうでは会議は行っておりません。定期的にあるのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、計画書をつくる時に開催するものでございます。そして部長職2名、要するに私と産業建設部長でございます。あとの者につきましては、先ほどもおっしゃいましたように、副町長、教育長のほうで任務をやってもらっているところでございます。

それから2番目の避難所でございます。避難所運営委員会につきましても、今のところ会議は行っておりません。

3点目の福祉避難所でございます。15施設ございます。そのうち2カ所につきましては、県立磯城野高校そして県立教育研究所、この分につきましては備蓄品がございません。そのかわり、この2施設に備蓄品を置くものを田原本町の防災ステーションのほうに備蓄しております。

そして福祉施設でございます。福祉施設につきましては、特別養護老人ホーム田原本園、そして老人保健施設サンライフ田原本、そしてふれあいセンターの、この3施設が福祉避難所と一応定めております。（「備蓄はどうなっていますか」と松本美也子議員呼ぶ）

備蓄に関しましては、この3施設にはございません。

そして自主防災組織の率でございますけれども、今現在、田原本町といたしまし

では、100自治会のうち48団体が自主防災活動の組織として認定をしております。

そして3施設と社会福祉協議会でございますけれども、これは十分連携をとりながらやっている、私は認識しております。

そして7番目の防災会議の防災計画に女性の視点が反映されているかということでございます。

この部分については、田原本町の防災計画の中の第2節の中で、「自主防災体制の整備」の中で、女性参画を促進するということをうたっておりますので、この中で十分、女性としての取り扱いを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 外国人の方への広報につきましては、今後どうした形がいいのかということ、また検討してまいりたいと考えております。

それから65歳以上の方への肺炎球菌ワクチンの接種をした場合、どれぐらいの経費的にかかるのかの件でございます。

現在、平成23年10月末現在の65歳以上の人口が約8,000人おられます。そこで近隣市町村で助成されておりますのが、3,000円というのが一番多うございます。その3,000円を補助したと仮定いたしますと約2,400万円の経費がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 15施設のうち2施設が備蓄をしていない、教育研究所と磯城野高校が備蓄をしていない理由をもう1回言っていただきたいのと。もし場所がないというのであれば、この第3次補正に今回、学校の防災機能のための予算が組み込まれて、盛り込まれておると伺っております。今、施設内で場所がないとなれば、コンテナも今災害に強い、東日本大震災を機に、災害に強いコンテナも企業が開発されて、そこは中に避難もできるというふうなコンテナがあるとお聞きしております。例えば、この3次補正でその予算が使えるのであれば、学校機能の、これは県の学校ですけれども、うちの町民がそこをお借りするのであって、うちの町

民がその備蓄物を使うのであれば、うちがしないといけないと思うんです。その辺も含めて再度お聞きしたいと思います。

この福祉避難所に、なぜ備蓄がないんですか。これはやっぱり災害になりますと、この福祉避難所というのは、要援護者の方がここに避難される大事な場所ですよ。そういう方のために備蓄がないというのは、ちょっとびっくりしたんですけども。その辺もお聞きをしたいと思います。

それと、女性の視点を生かしたということもあるんですけども、もう3回目の質問ですので、全部要望も入れてお聞きをさせていただきます。

この避難場所に、今回東日本の震災でもありました。その前に中越、その前に阪神・淡路大震災がありました。この備蓄の中にベビー用品がないんですね。お聞きしたらミルクとかは賞味期限の関係があって、協定を結んだところと、いざ災害になったら物資を調達していただくというふうに担当課ではお聞きしているんですけども、やっぱりほとんどお母さん方が、今回東日本は津波もありました関係もあるんですけども、子どもを連れて逃げるのが精一杯で何も持って出られなかったということで、粉ミルクも少し私は備蓄をしていただいて、もしあれの場合は、保育所等に、また使わなかったら、賞味期限が切れる前に使ってくださいというふうに、もちろんこれに哺乳瓶と、それから哺乳瓶の乳首ですね、それからこの消毒剤も必要ですし、また新生児は東日本もそうでしたけども、自衛隊が用意していただいたお風呂と一緒に入れることはできないので、ベビーバスも必要でしたし、また生理用品とか、女性の下着の救援物資もね、男性から受け取るというのは、すごく抵抗があったという声も聞いております。それで避難所での間仕切りとか、若い女性が着替えをする場所、それから授乳のスペース等、また避難所で洗濯物を干す場所ですね、女性の。

そして仮設トイレですけども、防犯上の問題から今回の東日本大震災の被災地でも仮設トイレが男女別になっていないということもありました。これも今後この避難所の整備をされるときに、その辺も考慮していただきたいと思います。

ほとんどが計画を運行していくための会議が開催されなくて、これからやっていただくということですけども、普段からやっていないということは、危機のときもできないと思います。平常時からの助け合い、支え合いの仕組みづくりをつくって

おかないと、防災、減災のまちづくりに平常時の課題がそのまま危機のときに一挙に顕在化すると言われております。防災は事前の対策が8割と言われております。

それで、今後この計画をもとに運行していくための会議を開催される場合に、防災会議には必ず見直して、住民福祉部長と上下水道部長を入れていただきたいということと、それと実務レベルで職員同士で、実際に災害が起きたときに、細かく、スムーズにいくためには、社協の方、そしてまた各課の職員の方々等も踏まえて、そして全員で会議を何回かしていけないと、いざというときには、いつ、どこへ連絡して、じゃあこれはだれがやるの、だれが責任とるのということになってしまいます。その点お願いをしたいと思います。

それと備蓄ですけども、やっぱり大規模災害になりましたら、職員が今までどおりにここに来れないと思います。集まるべき職員が集まらない場合もあります。情報も流れてこない場合があります。

各避難所に備蓄をしていけば、その場所も、先日も北中学校へ行かせていただいたときに、備蓄の場所がある鍵には、これが備蓄の場所の鍵であるという提示をしていただきたいのと、備蓄を入れている倉庫の表の扉には備蓄倉庫であるということを書いて、だれが見てもわかるようにしていただきたいことと、それとやっぱり保護者の方、それから生徒にそのことも知らせていただきたいというふうをお願いをしました。

というのは、そこに備蓄の倉庫があって、備蓄があれば、そこに避難した人たちが自分たちで鍵のある場所も出せると思うんです。学校施設がこの2次災害の避難場所になっております。県の職員の方ですので、ここに校長先生、または教頭となっておりますけども、その方たちが即座に来れるかという来れない場合もありますよね。それで、また防災センターから備蓄のものを運ぶとなったら、じゃあそこに職員が何人いる、車を出さないといけない、でも大規模災害のときには、ここに住民さんから、「どうするの」とか、「助けて」とか、「これはどうするのか」とか、どんどん電話が入ってくると思うんです。それを対応する職員もここで何人か必要です。でも、その備蓄の分だけでも住民の皆さんでできることは、できるように環境を整えれば、その分だけ職員の方がほかのことで動けるというふうに私は思っております。やっぱり住民の方にお世話になり、住民の方が自分で自分の命を守る

という、この意識改革をしていただくことが最も大事なと思いますので、その辺も踏まえてお願いしたいと思います。

今回、東日本大震災に支援に行きました消防士の方や、そして社会福祉協議会の方、また本町の職員の方々も、現場でいろんなことを得てきていると思いますので、その方たちの声も大事にしながらやっていただきたいと思います。

それと最後に、かなり肺炎球菌ワクチンの金額が2,400万円かかるというふうに、全員がされた場合ですよね。半分の方がされたら1,200万円ですよね。今財政が厳しい中で大きなお金になりますが、また今後検討していただいて、できるだけ周りの市町村、10市町村もされております。どうかその辺も検討していただけると、今後の課題としてよろしくお願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。

2施設につきましては、磯城野高校につきましては、今学校長と協議して置いていただくように、うちのほうで話を進めております。そして教育研究所につきましても、今後教育研究所の所長と十分協議していきたいと考えております。

そして福祉避難所ですね、その部分につきましても、貴重なご意見をいただきましたので、十分備蓄品についても事業所と協議して置くように努力いたしたいと考えております。

次に防災会議でございます。防災会議の中には今16名の委員でございますけれども、議員おっしゃっているように、できるだけ行政機関、部長も入れるように今後検討していきたいと考えております。

そして今まで議員からいろいろご意見いただきましたので、その点も十分わきまえた上で、この防災のことについては協議していきたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第47号より議第58号までの12議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました議第47号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第3号）より、議第58号、財産の無償譲渡についてまでの12議案について、去る5日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑、ありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 議案の中で1つお聞きさせていただきます。議第56号、指定管理者の指定についてという分でございます。田原本町学童の指定管理でございます。

これが特定非営利活動法人、子育てすこやかサークルというように決定されました。

そこで、ここがどういう団体なのか、またその活動実績はどのようなものがあるかをお教えてください。それと同時に、今回決定された要因は何か、ほかにも応募団体があったのかということをお聞かせください。

以上、1つお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず、今回指定管理者となる団体、非営利団体、子育てすこやかサークルとは、どのような団体かということでございます。

天理市におきまして活動されております。田原本町におきましても保健センター東館の2階で子育て支援の拠点事業ということで、田原本町のほうが委託をさせていただいているところでございます。子育てに関係するNPOということでされている団体でございます。

そして今回決定された要因は何かということでございますが、田原本町の指定管理の選考委員会にかけさせていただきました。あらゆる面におきまして、今後の事業計画でありますとか、それから人員配置でありますとか、要件等につきまして、十分ご検討いただきまして了解を得ているところでございます。選定させていただいているところでございます。（「もう1つ、ほかに応募団体があったのかどうかというのは聞いてませんので」と古立議員呼ぶ）

応募団体につきましては、ほかはございませんでした。1社だけでございました。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） この子育てすこやかサークル、子育ての関係の支援団体とおっしゃったんですけども、こういう学童についての経験がございますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 学童についての経験はございません。しかし、このNPOにつきましては、構成員が保育所の経験者でありますとか、保育所関係の方がお集まりになっておられます。保育所におきまして学童保育とかされてる経験の方がたくさんおられるということでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。次、3回目になりますので。

○5番（古立憲昭君） はい、わかりました。

ここの会社の今後の事業方針、計画、管理、人事についてお尋ねをいたします。

それと同時に、最後4番目として、保護者の方との行政とのコミュニケーション、今後どのようにされるのか。今までは直接保護者の方と行政とでいろんな話し合いをされたと思いますけども、そこにこの業者が入ってくると、いろんな不平、不満という話を今後どのようにされるのかお伺いしたいということでございますので。

以上よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 特に事業計画とか人事配置計画等でございます。

事業計画につきましては、学年の違う子どもたちが集団生活を通じて個々の自主性、社会性、創造性を養うなど、心をはぐくむ環境を提供し、保護者に対して子育てと仕事の両立支援を行う、また保護者とコミュニケーションを図る取り組みなどを行うということで計画を出していただいております。

それから人事、配置計画につきましては、有資格者または経験者を各学童2名常駐ということで、25名の指導員でローテーションによる勤務体制ということでございます。

それから管理、運営方法につきましては、保育サービスの向上では、相談窓口の設置や、それからメール配信による情報の提供など、施設の安全管理の計画や方策、法令遵守の対応について整備が整っているところで、雇用条件はパート勤務で、ローテーションによる勤務であると、時間は学童保育の開所時間をベースということ

でなっております。

それから保護者の方とのコミュニケーションはということございますが、その年度年度ごとに保護者の方も入れまして、また行政も入りまして、その事業計画を立てていく、その事業計画に基づいて学童保育の事業を実施をしていくということで、意見を述べる場所というのは、たくさんあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは質問させていただきます。まず議第47号、一般会計補正予算（第3号）について質問します。

まず9ページの中のコンピュータシステム改修で、障害者自立支援法の関係で、来年度、平成24年度改正が決まってる分ですね、これについてどういうものであるかということについて説明を求めます。

そして、次の自立支援の関係では、自立支援介護・訓練等給付費が3,700万円増ということで計上されてます。なぜこういうふうに増えたのかという理由をお伺いしたい。

そして、その次の高齢福祉費のほうでは、高齢者が集まるところをつくと、地域居場所づくり推進事業をすると。どのように運営されていくのかと。備品を買うだけなのか、それとも地域の居場所づくりとして運営をまた別にされるのかと、そういうところの説明を求めたいと思います。

それと、この議第47号の補正予算のところ、債務負担行為補正というのが上げられています。4ページに挙がってるんですけども、ふれあいセンター指定管理料が平成24年度から平成26年度の3年で1億1,400万円と、単年度でしたら3,800万円になると思いますね。これが平成23年度と比べてどうなのかと。

それと、次の学童保育所指定管理料、これも平成24年度から平成26年度になっていますが7,200万円と、1年当たりでしたら2,400万円と。これは今年度の予算と比べてどうなのかと、この点について答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 議第47号の、まず障がい者システムの平成24年

度の改正の内容はというようなことでございます。

大きく分けまして障害者自立支援法の平成24年4月改正に伴うシステム改修費でございまして、大きく分けて利用者負担の見直し、それから相談支援の充実、障がい者支援の充実に伴いますシステムの改修でございます。

そして2番目の自立支援介護・訓練等給付費が増えた理由は何かということでございます。

今年4月から10月の7カ月の実績から不足が生じるためでございます。また10月から法改正によりまして、重度視覚障害者の同行援助が追加されたことによりまして不足が生じるものでございます。

そして、次に高齢者が集まるところは、どのように運営される予定かということでございます。

まず県の地域の居場所づくり推進事業補助金交付要綱によりまして、介護基盤、緊急整備等の臨時特例基金を活用いたしまして、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って元気よく過ごせるように、外出のきっかけやコミュニケーションの場となる活動の拠点の整備を行うということで創設されたことから、これを活用いたしまして高齢者の活動拠点の整備を行うもので、100%県の補助金でございます。

まず、これを活用いたしまして整備を行うものでございますが、老人福祉センターのカラオケ設備、これは老朽化いたしております、その買い替え、それから血圧計、その他細かな備品等でございます。そしてふれあいセンターの畳の入れ替えでありますとか、テレビの買い替え、それから老人クラブ等での使用備品、またプロジェクター、マイクセット等、それからまた軽スポーツ用具の関係でございます。そして災害時要援護者台帳の整備用の機器システム、先ほどご説明させていただきましたが、そうした形での活用を考えてございます。

老人クラブ等の活用ということで、それぞれの老人クラブのところで活用していただくということも一つですが、老人福祉センターでの活用と言いますか、そうした形の考え方をいたしております。

それから債務負担行為、単年度当たりの費用額を平成23年度と比較すると、というようなことでございます。

ふれあいセンターの平成24年度からの1年間の指定管理料は3,800万円で、

平成23年度の指定管理料3,640万円と比較いたしまして、160万円の増となっております。

増の主な要因につきましては、臨時職員で看護師1名を雇用されておられるわけでございますけれども、今まで1名入っておられた方から2名体制で、交代制で2日、3日という形の交代制で入られるわけでございますが、今までの単価が900円という形で安かったわけでございますが、単価の見直しで1,500円の単価になってございますので、この辺のところが増となっている主な要因でございます。

ただ、学童保育所につきましては、学童保育所の平成24年度からの1年間の指定管理料は2,400万円でございます。平成24年度からは開所時間の延長、それから対象学年の拡大で経費の増もございますが、本町の賃金単価とほぼ同額であるので経費は大きく変わらない。つまり町が直営をやった場合についても、ほぼ変わらないということでございます。

しかし、給料支払業務でありますとか、町の職員が事務をいたしております。それにかかります本町の職員の人件費が250万円、これはそういう形の事務に関係します部分につきまして250万円ほどが、ここにプラスアルファかかるわけでございますが、この分につきまして削減が図られるということを考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、障がい者の自立支援のシステムの変更は、もうちょっとわかりやすく言ってほしいんですけども、利用者負担が今まで1割でしたよね。それでいろいろ改正、改正で負担が減ってますよね。その負担が減ったことに対する対応なのかということの説明できますか。利用者負担がどういうふうに変わるのかという具体的な中身を説明してほしい。

それと、その相談業務は通所支援でリハビリとか、小鹿園にしていた分が町負担になるということですね、その辺ですか。具体的なところをお願いします。

あと地域居場所づくり事業については、言ったらこの事業を使って設備や備品を更新しようということであって、新しい居場所づくりをするというわけではないという、そういう認識でよろしいですね。

それと、あと債務負担行為なんですけども。ですからふれあいセンターは3,6

40万円だったのが3,800万円になるよと。それはそうですね。例えば、ふれあいセンターの委託で3年間今までしてきましたよね。言ってみたら、決算を見ると大体500万円ぐらい残ってますよね。そういう話は、こういうところでは出てるんですか。ふれあいセンター、3年間の実績を踏まえた上での、それとも契約の金額を決めるのか、ただ単にこれだけ出してるから、それに上乗せこれだけなんですよっていう、そういう判断なのかというところを教えてください。

一応3年間の決算状況というのはご存じだと思いますので、そこも入れて本当に今のおっしゃることでしたら3年間で利益が上がってる分はどうなったんだろうなということになりますので、そこはちょっと示していただきたいと。

あともう1つ、学童保育所指定管理料、今ちょっと年間2,015万円ですよ、今年度かかっている費用はね。2,015万円で2,400万円だということですよ。実際に職員が云々という話をされますが、今年と来年を比べたら職員を減らすわけでもありませんし、2,015万円だったのが2,400万円になると、増えるということだと思いますね。それが今までよりも、1年生から3年生だったのが1年生から4年生になるよと、それから6時までだったのが6時半まで延ばすよという対応がこの300万円ほどになるのかという計算をされたからだと思いますけども、その点が本当にそうなのかというところは示していただきたい。

とにかくこの学童保育所の指定管理にするに当たっては、行政改革ということいろいろ言われてますのでね、何が改革になったのかなど。コストが安くなるというのが一般的なイメージで持ってますけども、そうではないということになるので、そこはちゃんと説明できますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 障害者自立支援法の一部改正ということで、もう少し中身を詳しくというお話でございます。

また大きく分けまして、先ほど申した3点でございますが、1番の利用者負担の見直しにつきましては、改正内容といたしまして、障害福祉サービスの補装具の利用者負担を合算する、またその改修の内容につきましては、現行の高額障害福祉サービス費の算出方法の変更に伴う改修でございます。

それから相談支援の充実につきましては、改正の内容につきましては、支給決定プ

ロセスの見直しに伴いまして、サービス等の利用計画作成対象者の大幅拡大、児童についても障害児支援利用計画を作成するというような内容になってございます。それに伴いまして、改修の内容として計画相談給付費、地域相談支援給付費、障害児支援給付費の新設に伴う機能追加等の改修でございます。

そして3番目の障害児支援の強化ということで、改正内容としては、児童福祉法を基本として現行の障がい種別ごとに分かれた施設体系について通所、入所の利用形態の別により一元化し、実施主体を障害児通所支援は市町村、障害児入所支援は都道府県ということになります。

それからそれに伴う改修内容といたしましては、障害児通所支援の新設に伴う機能追加等の改修ということでございます。

それからふれあいセンターの件でございますが、500万円云々という形のお話がありました。それにつきましては3年間トータルという形の中で余る、余らないという形の話ではなしに、今後3年間の事業におきまして、こうした形の費用がかかってくるということで提案をいただいております。それに基づきまして審査していただいたところでございます。

そして学童についてでございますけれども、学童保育につきましては、今年度2,015万円から時間延長、それから学年の拡大ということで、本町が実施をいたしましても2,400万円の経費がかかってくるということでご説明をさせていただきました。この中には町の職員の事務費というのが含まれておりません。学童保育の今指定管理で出ささせていただきました部分につきましては、その事務費も含めましての2,400万円ということでございますので、その差額の分につきましては、町としては本来こちらで実施をするよりも経費削減になっているということでございます。内容等につきましても、そうした形で十分学童保育は実施していただけるということで審査いただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 学童保育については、後からまたしますけれども、要するに実際2,015万円の支出だったのが2,400万円になると、実際増えるんですよ。それを職員が云々という話は、それにプラスして2,400万円増えるのは、これ

が明らかになっているわけですね。だからこれで減ったなんて説明してもだれも納得しませんし、それはこれで減ったといわんがための理由づけだということですね。2,015万円が2,400万円になると、歴然と増えるということだと思います。この増えることは時間延長等の利用拡大以上のものが増えてると今答弁されたということと認識しています。それでよろしいですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 町の職員が当然事務と言いますか、今来ていただいている日々雇さんへの賃金でありますとか、いろんな関係の事務というのは当然発生してまいります。

その事務を行政評価の中の人工表等でも、どれだけの経費がかかっているかということを出しているところがございます。当然直営でやりますと、そうした事務も残ってくると言いますか、実施していかなければなりません。それも含めた形の中で2,400万円の中で指定管理者がやっていただけるとのことでございますので、その部分が削減になったという形で解釈をいたしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応3回までですので、これは止めますけども。またどっちみち後で予定してますので、楽しみに待っておいてください。

次、議第50号の介護保険特別会計についてお尋ねします。

この介護基盤整備等補助金というのが上がってますが、これは具体的に何かと、説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 介護基盤整備等補助金でございますけども、この介護基盤整備につきましては、平成21年度に奈良県介護基盤整備等支援基金が設置され、地域密着型施設の整備を始めとする介護基盤緊急整備特別対策事業が実施をされてきたところでございます。平成23年度が最終年度ということになってございます。

今年度におきまして、新たに認知症高齢者グループホーム等の防災改修の推進についての事業内容が示されまして、耐震改修や緊急時における避難出入口を自動システム化するなどの防災対策を目的とした事業に対して、650万円を上限とし

て補助金を活用できるとされたところでございます。

本町におきましては、2つの事業所より、その防災改修の申し出がございました。1つはグループホーム葵におきまして、耐震改修工事で650万円、それから小規模多機能ホームつどいにおきまして、玄関ドアの自動火災報知器連動装置及び自動火災報知器、それから通報装置の設置で340万円の補助を活用し、整備を実施されるものでございます。これにつきましても100%県費でございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら次へ行きますね。議第53号、保健センター設置条例の改正ということで、今回の改正には保健センターを阪手348番地の1から宮古404番地の7に改めるという改正が出てます。

この保健センターを宮古の健康づくり財団のプール跡地に変えると、どういう効果があるのかということ、ちょっと説明を求めます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） この保健センターの移転に関しまして、国保中央病院等と医療と保健のゾーンという形の中で位置づけたいなという形の考えをいたしております。また健診について、健康づくり財団に隣接することから連携、活用を図ってまいりたいと考えております。また移転後の現保健センターの跡地利用というようなことも含めまして、社会福祉協議会を中心とした地域福祉の拠点として活用をしたいと考えております。

そうしたことで事業の拡充を応援して、住民サービスの向上に努めたいと、トータル的な形の中で、そうした形の考え方をいたしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今は阪手ということで国道の横ですので役所とも近いですし、町の中心部あたりに保健センターがあると。それが今度は町の北西部へ移ると。しかも駐車場は今保健センターと隣接している、今だったらとめたらすぐに入れると、それが今度は反対に駐車場にとめてから大きな道を渡って100メートルほど歩いてやっと入口にたどり着くということになるわけですね。

先ほどおっしゃったように、健康づくり財団と健診についてタイアップしていく

と、医療ゾーンということで国保中央病院と近いという、そういうのはあるんですけども、そういう必要性は今まであったんですか。そういうような需要があるんですか。どれだけ見込めるんですか、そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず保健センターということだけじゃなしに、休日応急診療所という中でセットで移転をするという形をとっております。

保健センターにつきましては、休日応急診療所も管轄しているところから、両方一緒に医療ゾーンと言いますか、医療保健ゾーンという形の形態をとることによりまして、国保中央病院なり、健康づくりとの連携を図りながら、そうしたゾーンづくりと言いますか、そうした方向で進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 休日診療所を考えたときとおっしゃいますけどね、休日診療所をやっているときは、国保中央病院はお休みですよ。当番のお医者さんがおられるだけということですよ。健康づくり財団もお休みじゃないんですか。だから医療の一体化とおっしゃいますけど、休日診療所をやっているときは使えない。たまたま国保中央病院の当番のお医者さんが内科で、ちょうどまくタイアップする、小児科でタイアップするという場合だけが使えるだけであって、そこに一緒にすることによって休日診療所のタイアップなんて、ほとんど考えられないんじゃないですか。それは机の上で考えてるだけのそういう計画であって、実効性はないんじゃないかと思えますし、それがあから保健センターと一緒に移すとなったら、保健センターは今よりも使いにくくなるということをお認めになったと一緒にしないのかなど。保健センターをそちらへ移すことによって、住民の皆さんのサービスがどれだけよくなるのかと、それをアピールしてもらわないとだめなんじゃないですか。そこをちょっとお答え願います。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 休日応急診療所につきましてはのタイアップというのは当然休みの日でございますので、議員おっしゃったように職員が国保中央病院の

当番の医師がおるときには、そうした形の連携はとれるというのは、それはあろうかと思いますが、保健センターという形の中で、今後京奈和自動車道、下の24号線バイパスという形のところが開通してまいります。あの周辺につきましては新都市機能という形の位置づけもされているところがございますけれども、その利便的な形の中では交通の便としては大きな道に面するというところで、住民の方もゾーンの位置づけと、そこへのアクセスという形の中では来やすいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これは答弁を求めませんが、要するに先ほど高村部長もいろいろ答弁されたところと関連しますが、京奈和自動車道を通して側道が通ると、そこが国道24号線になるんですよ。今の国道24号線が県道か何かになるはずですよ。ということは、交通の要所になって大変危険なところになるということだと私は思うんですよ。

反対に国道24号線の横が交通量が減って、危険性が低くなるんじゃないかと思うんですよ。言ってみれば、今は国道24号線で、それが税金が高いけど、今度新しい京奈和道の横が高くなると、全然さっきの広報の中身と違ってくるというのが、1つありますけれども。だから利便性がよくなるというよりも、危険になると思うんですよ。その国道に接してる幹線道路を渡って行けということをするんでしょう、信号もつかないでしょう、横断歩道があるだけでね。そんなところを渡って行くなんて危ないじゃないですか。ですから、そういうことでは全然説明がつかないと思いますので、これは答弁を求めませんが、もう少し考えてもらわないとだめなんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、議第55号の保育所条例を廃止する条例について質問します。

これは田原本宮古保育園、町立保育園を今度愛和会さんのほうへ譲渡すると、それに伴って公立の保育園はなくなるというので廃止しますよという提案だと思うんです。

ここでね、先ほど私が一般質問で言いましたところが大変気になるわけです。今回9月に生きるか死ぬかという事件が起こったと。そのことが起こって、部長のところには情報が届いたのが遅れたと。即座に担当課長とか部長までに、こんな重大な

事件が起こってますよという報告が来なかったということが明らかになりました。どうしてそんなことになるんだろうなと思うと、やはり田原本町の職員の皆さんが、残念ながら保育業務に精通されてない。保育業務というのは入所の受付をする、退所の受付をする、事務作業だけじゃないんだと。田原本町の大切な子どもたちの命を預かってるんだという気持ちが薄れてるんじゃないかというところが原因じゃないかと私は思ってるんです。だから一般質問で取り上げさせてもらったんです。ですから、本当に子どもの命がどうだっていうときに、それは大変だと、どうなっているか私のほうで確認しますということで、本当に駆けつける。そのぐらいのことをしないと、田原本町としての役割を果たせないんじゃないかと。

だから先ほど言いましたけれども、地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負ってるんですよ。この負ってる責任がどんどん希薄になってきて事務仕事に終わってしまう。そこが問題だと思うんですね。

こういうふうに田原本町立保育園、実際には民間委託しますから現場から離れている。これがさらに民間に譲渡すると、もうひとつその意識が希薄となって、私は受け付けるだけと、そんなことになったら困るんですよ。田原本に住んでる住民の皆さんが困るんですよ。そんなところに住みたくないわという若い人が出たら、田原本町全体として困るんですよ。田原本町で子育てしたら安心できると、そういうまちづくりをしてもらわないとだめだと思いますのでね。その点では、この保育所廃止条例、事実としては宮古保育園を民間に任せるということをして、本当に田原本町の責任を果たせるのかと、そこをちょっと答弁いただきたい。それは先ほど一般質問で言いましたような対応を二度としないということが前提になると思いますので、よろしく答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まず現在公設民営の管理形態ということでございます。民設民営に変わっても、ソフトの内容につきましては何も変わらないと、まず認識をしているところでございます。今現在も町職員、定期的な形の会議は開いております。いろんな形の中で開いております。問題等が起こりましたら、現場へ出向きましていろんな形の中で相談業務、相談もいたしておりますし、一緒に対処いたしているところでございます。今後はその体制につきましても変わらないという

形の方向で取り進めていくわけでございます。今後も変わらないという認識をいたしております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、例えば今田原本町に3つ保育園がありますよね、宮森保育園、阪手保育園、宮古保育園。そうしたらですね、今度は宮古保育園も宮森や阪手と同じになるわけですよ。今現在ね、町が宮森保育園にちゃんとやってますかという話をしに行ってますか。阪手保育園に問題は起こってませんか、間違っただけをやってませんかというようなことをやってますか。してないでしょう。してないということは、新しい宮古保育園を民営にしたらできないということです。今の答弁は撤回したほうがいいんじゃないですか。できるんですか、そういうことが。どういう権限でできるんですか。それは田原本町は法律に基づいて、条例に基づいて対応しますよね。その中で動くわけですよ。そういう根拠とする条例があるんですか。示してください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 根拠とする条例というよりも、今民間委託をしております保育園、それから措置をしております田原本町にある保育園と、町のお子さんということで措置をさせていただいてるわけでございますので、そうした中におきましては、今、民設民営のところも、公設民営のところも、同じ形のスタンスでもっていろんな形でご相談もさせていただいておりますし、定期的な形の中でそういう会議もさせていただいておりますし、いざ何かあったときには、いろいろな形の中で対処はさせていただいてるつもりでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、それはちょっと違うと思いますよ。宮古保育園から定期的に報告をもらってるでしょう、本年度どういうことでしたという報告書をね。なぜかという、田原本町立宮古保育園だから宮古保育園については事業計画と事業実績の報告をもらってるでしょう。宮森や阪手からもらってますか。もらえませんかでしょう。やはり法律や条例の後ろ盾がなかったらできないんですよ。それをできると言ったら、だれが責任持ってやるんですか。そんなん部長はやる気で、ずっとやってるかもわかりませんがね、10年たったら部長はおられないですよ。

そのときもやっぱりずっと、これからも田原本町の子どもたちのために、やっぱりそういうことができる、宮古についてはやってるんですから、そういう体制を維持していくというのは当たり前じゃないですかね。宮森や阪手保育園が悪いことをしていると言ってるのと違うんですよ。ただ行政として、こういう保育をしてほしいと。例えばその中から苦情が出てきたら、これは困るからこうしてほしいと言えるのが今宮古保育園じゃないですか。その点では民間と一緒にです。民間にするんだから民間と一緒に当たり前です。町立保育園の宮古保育園と同じことが民間でできないと言ってるわけです。それは認めてもらわないと。そんなの、できないことをできると言って、議会さえ通ったらいいんじゃないでしょう。やはり子どもたちの保育を安心して任せられる、それについての見識を、ちょっと求めたいと思いますのでお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） そうした形の中でやっていきたい、できるという形の方向で進めてまいります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら後で結構ですので、根拠とする条例、あるいは法律について、また聞きに行きますので答弁を求めます。

それでは次に行きます。議第56号、指定管理者の指定について。今、古立議員のほうから質問がありまして、若干はわかりましたので少し別の観点から質問させていただきます。

今回、NPO法人の子育てすこやかサークルというところに委託をしたいという話がありました。それで、実際この子育てすこやかサークルというのは、常駐と言いますか、働いている人は何人おられるのか。それと、先ほど事業計画では25名をパートで雇って最低2人ずつでローテーションするという話をされていました。今、田原本町が行ってる学童保育も25人の日々雇用職員を使ってローテーションされています。それと同じ条件になるのかと。その点では人員配置が各学童保育所ごとにどうなるのかということを示していただきたいのと、それと雇用形態がどうなるのか、もう1回それを確認したいと思います。

それと今回、この子育てすこやかサークルが田原本町学童保育を担うにかなう組

織であるという判断をされたと思うんですね。その評価をされたところは、どうい
うところに評価をされたのかというところも一緒に教えてください。

それと学童保育の指定管理者制度ということですけども、指定管理者制度の法律
上の契約は、私は業務請負だと認識しているわけです。業務請負の一形態が指定管
理者と。業務請負の場合は、一応、業務請負契約の一番の中心は、自らの施設で、
自らの設備を使って、自ら雇った人を使って運営すると。材料が要る場合は自ら調
達するということでもあります。これは朝の森議員のほうから質問があった、労働局
の方から示されてる条件です。このことはそうであろうということは、教育委員会
がちゃんと一般質問に基づいて調べていただいていますので、そういうことかどうか
というのを確認したいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

それと、この指定管理者を業務委託するに当たって学校の施設を使いますよね。
学校の施設は幾らで賃貸をするんですか。そこも入れて答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まずNPO法人の従業員ですか、従業員の数とい
うことでおっしゃってると思うんですが。（「そうですね、はい」と吉田議員呼ぶ）
これにつきましては、従業員数は5名、それから構成員数は80名でございます。
それから選んだ選定の基準ということでよろしいでしょうか。（「どういう点で」
と吉田議員呼ぶ）

まず選定の基準という形の中では、評価基準の6項目がございました。事業計画
の内容が施設の設置目的を効果的に達成できるかと、それから管理運営を……。

（「それは基準でしょう」と吉田議員呼ぶ）

はい。（「それをどういうふうに達成してるかを教えてくださいよ」と吉田議員
呼ぶ）

それに基づいて選定委員会で選定をしていただいたということです。よろしいで
すか。（「ああ、いいですよ」と吉田議員呼ぶ）

管理運営を安定して行う能力を有していること、それから保育サービスの向上に
ついて、それから管理運営経費の縮減等が図られる計画であること、それから施設
の安全管理について、そして法令遵守等についての、以上の基準を評価していただ
いたところでございます。

それと雇用形態ということでございますけども、雇用形態につきましてはパートという形の中で、今現在行っております町と同じような形の中で、時給850円で採用されるということで募集されるということでございます。（「賃貸は」と吉田議員呼ぶ）

そして学校施設の借り上げについては、無償で借り上げをいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それが偽装だと言われるところですね。無償ではだめですよというのが労働局の判断ですよ。ですから、それはちゃんと法律に基づいて対応してくださいよ。そうしないと、やっぱり法律、条例に基づいて行政はしないといけませんので、そこはちゃんとしないと、また後でお金が要るようになったら、子育てすこやかサークルさんが困られますので、ちゃんと調べた上でやっていただきたい。

そこで、いろんな6つの評価基準があって、その基準に基づいて評価されたと、評価委員がされたと。その評価委員の責任者は副町長だとおっしゃるので、副町長に、この子育てすこやかサークルさんが評価基準に達したかということ、ひとつ答弁を求めたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 私が田原本町指定管理者選定委員会の委員長を一応預かっておりますので、今吉田議員から質問が出ました。委員のほうは7名ございます。7人の委員でそれぞれ今平井部長が申しました申請書の内容を評価し、それから業者のほうからプレゼンテーションを受けまして、それをそれぞれ評価させていただきました。その総合計をもって評価させていただいたということでありまして。例えば事業計画とか、あと評価項目が6点ほどにわたっておりますが、管理運営能力であるとか、保育サービスであるとか、経費の節減であるとか、それから雇用関係であるとかいう面について、例えば事業計画であったら、先ほどちょっと古立議員のところでも回答しましたがけれども、小学1年から小学4年までの異学年集団の集団生活を通じて個々の自主性を養う方策について示されておりましたり、また人員配置においては有資格者を置く。それから配置に関しては各学童最低2名以上置く。今うちの現状が平均1日12名弱ぐらいですかね、全部6学童足しまして。それを上回

る人員配置を示しておるとか。それから雇用に関しては地元雇用に留意するとかいうふうなところが出てまして、一応6人の委員の方がそれぞれ評点を入れていただきまして、その評点が当初考えておりました一定評定基準を上回っておったということで、この法人につきまして指定管理者として認定させていただいたというところでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。（「ちょっとこれだけお願いします」吉田議員呼ぶ）

ちょっと違った角度から、先に聞いてください。

○9番（吉田容工君） 違った角度で。

要するに、子育てすこやかサークルさんの従業員さんは5人しかいないということでしょう。田原本町の学童保育のどこかにその人が来られるんですか。それともパートで雇った人だけが学童をやるんですか。

今でしたら、パートでやってる人が、役場が責任持ってやっていますから役場へどんどんこういうことになってますよと言えますけども、この子育てすこやかサークルさんの職員さんが本当に学童の現場に来られるのかどうかと、それも学童保育を経験してないんですから、もし何かの相談があっても対応できないことも考えられますので、そこだけちょっと答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） この5名さんにつきましては直接学童に携わるということではございません。計画におきましては、主任指導員という形の中で各1名ずつ置かれるという形で示していただいております。その中には経験者等、学童保育所に有資格者、経験者等を1人主任指導員という形の中で配置をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 議第57号、指定管理者の指定、ふれあいセンターについて聞きます。

これは前回も前々回も公募じゃなくて非公募でずっとされてきたと思いますね。私はそれでよかったと思いますけど、今回公募にされました。ほかに応募はなかつ

たわけですけれども、公募にされたおかげで、例えば次の計画がなかなか立てられなかった。この議会で議決がもらえるまでは、来年どんな計画を立てるかはできませんと。田原本町でしたらサマーレビューをして、夏休みから来年どうしようかという計画を立てられるんですけども、今回ふれあいセンターについて、それはできなかったんです。大変マイナスだと思うんですけども、このふれあいセンターの指定管理を公募にした効果はあったんですか。マイナスしかなかったんじゃないですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 指定管理者の募集につきましては、公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例で、公募を行わない合理的な理由があることを除き、公募しなければならないということになってございまして、これによりまして公募を行ったものでございます。

今回につきましては、応募が1団体であったので、効果的に選定過程で比較という効果は得られなかったと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、無駄な公募をしたということになると思いますよ。ちゃんとこれまで6年間一生懸命やってきた人たちを評価せずに、ほかだれかやりませんかということですから、それによって、ふれあいセンターの来年の計画もこれから用意ドンで始めるということになりますので。ぜひちょっとね、これは大変無駄な作業をされたん違うかなと、その条例を形式的に読んだ対応じゃなかったかと思ってます。

あと議第58号について質問します。これは宮古保育園の建物附帯設備等備品一式を社会福祉法人愛和会さんへ無償譲渡するということですよ。これについて聞かせてもらいます。

今回譲渡する町の財産の資産価値はどれだけになるのかということと、無償譲渡する理由は何なのかと、それからこの底地は一部、田原本町の土地がありますので、田原本町の土地を賃貸するのか、具体的な答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。3点です。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今回譲渡する町の財産の資産価値はということでご

ございます。

建物につきましては、建築年は平成5年の2月でございました。今現在18年が経過しているところでございます。構造は鉄骨造平屋建てで、耐用年数は一応30年ということでございます。現在の残存価額につきましては3,700万円でございます。そして備品の残存価額、主なものにつきましては、複合遊具でありますとか、テレビ等でございますが、残存価額は130万円でございます。

それから無償譲渡する理由は何かということでございます。

法人での建て替えをするために移管をするものでございます。これにつきましては以前も申しておりますが、保育園を町が建て替えた場合、建て替えにかかる国庫補助金の制度がございます。すべて単独という形になることから、民間が整備する場合につきましては、その国庫補助制度がございます。現施設は老朽化も進んでおるところでございますが、また大きな目的といたしまして、待機児童の解消というような形で定員増ということも考えてございます。その定員増の対応につきましても、改築は必要であると、民間の施設でないと補助対象にならないので取り壊しを前提に譲渡するものでございます。

それと町の土地は貸借するのか、具体的な内容はということでございますが、保育園の敷地、町有地につきましては992平方メートルでございます。法人がその周りを持っておられるんですが、それは4,000平方メートルあるわけですが、その町有地の992平方メートルにつきましては有償での貸し付けを考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 結果的にですね、今お話を聞いたら、要するに国庫補助金をもらいたいがために、町の保育園を民間に無償譲渡しようということですよ。要するに、町が建て替えた場合は補助金が出ないけれども、民間で建て替えれば補助金が出ますよと、だから民間に変えますよと。要するにお金の問題が一番この譲渡すること、民間への無償譲渡が前提になってるということだと思います。

私はこれで非常に心配してるのは、先ほど言いましたように、本当に田原本町の行政が保育業務と言いますか、保育についての認識が希薄になるんじゃないかという心配をしているわけです。それは田原本町は自分のところでやってるよりも、人

がやってたほうが、言ってみれば責任がなくなると、負担も軽くなるという思いはあるかと思えます。しかし、やっぱり田原本町の行政がその中身を知ってることによって改善をすることができる。民間が改善して公立が改善する、あるいは公立が改善して民間が改善する、これが言ってみれば市場原理というものだと思いますしね。その点では田原本町の保育行政をよくするためには、ただ単に建築するのに国庫補助金が要るから、1億円か2億円かくれるのか知りませんよ、それがために保育行政をかなぐり捨てるということを今やろうとされてると私は感じてるんですね。それは一時的には大きなお金かもしれないけども、田原本町のまちづくりにとって大切な保育行政を田原本町が責任を持っていくという点では、こういう民間での無償譲渡というのは大変考えられないような提案だと思ってるんです。

そこでもう1回聞きますけれども、この民間への無償譲渡は、お金、国庫補助金を得ないがための対策ですか。もう1回お願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長、もう最後だと思います。時間があれなんで、しっかりとお願いします。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今現在公設民営ということで、愛和会のほうで保育をしていただいているわけがございます。それにつきましては何ら問題なく、しっかりと保育業務をしていただいております。それを民間で建てていただいて、補助ももらって、同じような形の中では、全然今と全く変わらないという形のことを考えております。ご理解をお願いします。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託

をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別の付託議案につきまして報告させていただきます。

まず議第４７号、平成２３年度田原本町一般会計補正予算（第３号）につきましては各常任委員会。

議第４８号、平成２３年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては産業建設常任委員会。

議第４９号、平成２３年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）及び議第５０号、平成２３年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては住民福祉常任委員会。

議第５１号、田原本町暴力団排除条例、及び議第５２号、公益的法人等への田原本町職員の派遣等に関する条例につきましては総務文教常任委員会。

議第５３号、田原本町保健センター設置条例の一部を改正する条例から議第５８号、財産の無償譲渡についてまでの６議案につきましては住民福祉常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後３時１６分 散会